#### 1 岡崎市の概要

#### 1-1 地勢

本市は、三河高原と西三河平野との接触地にあり、三河高原の西端に位置しています。この丘陵台地は花崗岩、その他の岩石層の上にあって、高燥にしてきわめて地形の変化に富み水源が豊かで、緑に包まれ風光明媚です。また、西三河平野を広く展望するこの台地の西を、北から南に縦断して流れる矢作川は、源を遠く長野県に発し、ゆるく清流が三河湾に注いでいます。

矢作川沿岸は矢作川による沖積地で、みごとな水田地帯となっていますが、広く平坦であるため大型 工場の適地となっています。矢作川の豊富な水は、水力発電、農工業用水、あるいは飲料水として利用 されています。

本宮山に源を発する乙川は、市の中心部を西に流れて矢作川に合流しますが、菅生川沿岸(乙川下流)は美しい自然の景観に恵まれ、付近一帯の丘陵と相まって観光、文化、住宅の適地として最良の環境であるといえます。

#### 1-2 岡崎市の位置等

市役所所在地:岡崎市十王町二丁目9番地 緯経度:東経137°10′23″ 北緯34°57′17″

市域:東西 29.1 km·南北 20.2 km 面積:387.24 km<sup>2</sup> 市制:大正5年7月1日

#### 1-3 人口・世帯数の推移

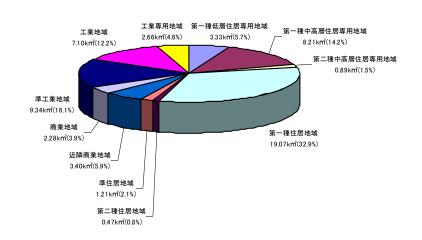
(各年度4月1日現在)

年度	人口	世帯	1世帯あたり人口	対前年人口増加率(%)
平成 21 年度	376,220	146,402	2.57	0.31
平成 22 年度	376,120	146,941	2.60	-0.03
平成 23 年度	376,469	148,074	2.54	0.09
平成 24 年度	378,217	149,932	2.52	0.46
平成 25 年度	378,249	149,060	2.54	0.61

#### 1-4 都市計画用途地域と面積(平成24年4月1日現在)

都市計画区域面積: $260.79 \text{ km}^2$  (市街化調整区域: $202.83 \text{ km}^2$  市街化区域: $57.96 \text{ km}^2$ )

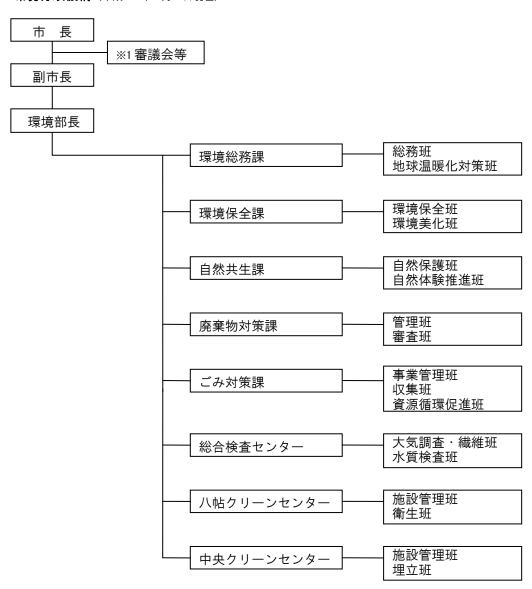
### 都市計画用途地域と面積



### 2 環境行政の概要

### 2-1 行政のあらまし

**(1) 環境行政機構**(平成 25 年 4 月 1 日現在)



※1 審議会等……附属機関、附属機関に準ずる機関(詳細は20ページ参照)

#### (2) 事務分掌 (平成 25 年 4 月 1 日現在)

#### 【環境総務課】

#### 総務班

- ①環境部内の総合調整に関する事務
- ②環境審議会に関する事務
- ③特定事業の計画に伴う事前協議に関する事務
- ④開発行為に係る合議に関する事務
- ⑤特定事業紛争調停委員会に関する事務
- ⑥環境保全調整会議に関する事務
- (7)環境影響評価に関する事務

#### 地球温暖化対策班

- ①環境基本計画及び市民協働プロジェクト推進に関する事務
- ②地球温暖化対策実行計画の推進に関する事務
- ③地球温暖化対策に関する事務
- ④新エネルギーシステム設置費補助金に関する事務
- ⑤環境教育・環境学習に関する事務
- ⑥環境対策資金融資あっ旋制度に関する事務

#### 【環境保全課】

#### 環境保全班

- ①大気の汚染、騒音、振動、悪臭による公害防止に関する監視、調査、指導及び規制
- ②水質の汚濁、土壌の汚染による公害の防止に関する監視、調査、指導及び規制
- ③ダイオキシン類による環境の汚染の防止に関する監視、調査、指導及び規制
- ④化学物質(PRTR等)に関する事務
- ⑤公害に関する相談及び苦情処理に関する対応
- ⑥生活排水対策を推進する事務
- ⑦健全な水循環の推進の総合調整に関する事務
- ⑧水循環推進協議会に関する事務
- ⑨環境保全委員に関する事務

#### 環境美化班

- ①環境美化の啓発に関する事務
- ②不法投棄防止に関する事務
- ③土地等の適正管理指導に関する事務
- ④放置自動車の調査及び廃物判定に関する事務

#### 【自然共生課】

#### 自然保護班

- ①自然環境保全に関する事務
- ②自然公園内における開発行為の審査及び県への申達事務
- ③鳥獣保護区、休猟区及び特定猟具使用禁止区域に関する事務
- ④温泉利用許可に関する事務
- ⑤湿地保全計画に関する事務
- ⑥池沼保全計画に関する事務
- ⑦こどもエコクラブに関する事務
- ⑧幼児の環境教育に関する事務

- ⑨動植物の保護に関する事務
- ⑩自然観察会に関する事務
- ①自然環境調査に関する事務
- ⑫外来生物に関する事務
- ③岡崎市自然環境保全条例に関する事務

#### 自然体験推進班

- ①おかざき自然体験の森に関する事務
- ②岡崎市こども自然遊びの森に関する事務
- ③自然体験型環境教育に関する事務
- ④自然体験指導者の育成に関する事務
- ⑤岡崎市ホタル学校に関する事務
- ⑥水とみどりの森の駅に関する事務
- ⑦水とみどりの森の駅の整備運営及び啓発活動
- ⑧自然環境保全に関する啓発事務
- ⑨千万町茅葺屋敷に関する事務

#### 【廃棄物対策課】

#### 管理班

- ①浄化槽清掃業の許可、届出等に関する事務並びに指導監視
- ②浄化槽保守点検業者の登録及び変更に関する事務並びに指導監視
- ③浄化槽設置、廃止等の届出に関する事務
- ④浄化槽転換設置整備事業補助金に関する事務
- ⑤ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処理に関する事務並びに指導監視
- ⑥自動車リサイクル法に関する許可、登録等に関する事務並びに指導監視

#### 審査班

- ①廃棄物処理施設に関する許可、届出等に関する事務並びに指導監視
- ②廃棄物処理業に関する許可、届出等に関する事務並びに指導監視
- ③廃棄物最終処分場の維持管理に関する事務並びに指導監視
- ④産業廃棄物の適正処理に関する指導監視
- ⑤産業廃棄物の発生の抑制に関する調査及び啓発
- ⑥建設工事に係る資材の再資源化に関する助言、指導
- ⑦再生利用個別指定業に関する事務

#### 【ごみ対策課】

#### 事業管理班

- ①ごみ処理基本計画策定事務
- ②一般廃棄物処理実施計画策定事務
- ③各種ごみ減量施策及びPRに関する事務
- ④各種統計事務
- ⑤他市町村との一般廃棄物処理の協議に関する事務
- ⑥岡崎西尾地域広域化ブロック会議に関する事務
- ⑦レジ袋有料化に関する事務
- ⑧幸田町一般廃棄物受入に関する事務

#### 収集班

①一般廃棄物(し尿を除く。)収集及び運搬に関する事務

②町内会のごみ減量・リサイクル活動に対する助成に関する事務

#### 資源循環促進班

- ①生ごみ処理機購入に対する補助金交付に関する事務
- ②資源リサイクルの推進に関する事務
- ③資源回収事業に係る回収団体への報償金に関する事務
- ④拠点回収に関する事務
- ⑤焼却施設その他中間処理施設の整備計画及び建設に関する事務
- ⑥リサイクルプラザの維持管理に関する事務

#### 【総合検査センター】

#### 大気調査・繊維班

- ①大気汚染、騒音、振動、ダイオキシン類等に関する調査
- ②地盤沈下に関する地下水位、沈下量の観測及び事務
- ③繊維に関する試験及び分析

#### 水質検査班

- ①水質汚濁、工場排水、ゴルフ場農薬、産廃処理施設等の水質に関する検査
- ②上水道の水質に関する検査

#### 【八帖クリーンセンター】

#### 施設管理班

・ごみ処理施設の維持管理に関する事務

#### 衛生班

- ①し尿処理施設及び公衆便所に関する事務
- ②し尿の収集及び運搬に関する事務

### 【中央クリーンセンター】

#### 施設管理班

・中央クリーンセンターの維持管理に関する事務

#### 埋立班

・一般廃棄物最終処分場の維持管理に関する事務

### (3) 職員配置

(平成 25 年 4 月 1 日現在) (単位:人)

	区分	部長	次長	課長・所長	主幹	副出犇	主任主査	<b>州</b> ⁄ ⁄ ⁄	<del>州 •</del>	技師	事務員	技術員	事務業務員	再任用	小計	( 次表参照) 技能業務職員	合計	課別合計	嘱託職員	嘱託員
環境	部	1	2												3		3	3		
環境				1											1		1			
	総務班						2	2	2						6		6	12		
	地球温暖化対策班				1		1	1	1		1				5		5		1	
環境				1											1		1			
	環境保全班					1		3		1		2	1	1	9		9	18		
	環境美化班				1		1		1					3	6	2	8		1	
自然	· \$共生課			1											1		1			
	自然保護班				1			1			1				3		3	16		
	自然体験推進班				1		1	2		1				2	7	5	12		1	6
廃勇				(1)											(1)		(1)	4.4		
	管理班				1		1				1		1		4		4	11	1	
	審査班					1	2	1	1		1	1			7		7	(1)		1
ごみ	 y対策課			(1)											(1)		(1)			
	事業管理班						1		2		2				5		5	122	1	
	収集班					1	1	1	1				1	3	8	97	105		1	
	資源循環促進班					2		1	2						5	7	12	(1)	4	3
総合	<u></u> ☆検査センター			1											1		1			
	大気調査・繊維班					1	1		1				2		5		5	13	2	
	水質検査班						1	2		1			1	2	7		7			
八帖	<u>-</u> 5クリーンセンター			1											1		1			
	施設管理班				2		1								3	18	21	38	1	
	衛生班				1	1		1							3	13	16			
中央	<u>・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>			1											1		1			
	施設管理班					1		1		1					3	7	10	19		
	埋立班					1	1	1						1	4	4	8		1	
	計	1	2	<b>6</b> (2)	8	9	14	17	11	4	6	3	6	12	<b>99</b> (2)	153	<b>252</b> (2)	<b>252</b> (2)	14	10

( )は次長又は課長が兼務しているため再掲

							_						
区分	作業統括主任	作業副統括主任	自動車運転手主任	自動車運転手副主任	自動車運転手	汽かん員主任	汽かん員副主任	汽かん員	業務員主任	業務員副主任	業務員	再任用	合計
環境保全課												2	2
環境保全班												<u></u> .	<del></del> .
環境美化班												2	2
自然共生課													5
200000000000000000000000000000000000000												J	J
自然保護班													
自然体験推進班												5	5
ごみ対策課	1	2	9	20	24	1	2		6	15	21	3	104
事業管理班													
収集班	1	2	9	20	24				5	13	20	3	97
資源循環促進班						1	2		1	2	1		7
八帖クリーンセンター	1	2				3	8	6	3	5	3		31
施設管理班		1				3	8	6					18
衛生班	1	1							3	5	3		13
中央クリーンセンター		1	1		2	1	2		1	1	1	1	11
管理班			1		1	1	2		1		1		7
埋立班		1			1					1		1	4
<u> </u>	2	5	10	20	26	5	12	6	10	21	25	11	153

### (4) 環境行政の推移

### ① 環境保全

年 月 日	F	区 分		主 要 事 項
		<u> </u>	J	
昭和31年 6月11日	国			工業用水法公布
33年12月25日	国			公共用水域の水質の保全に関する法律(旧法)公布(廃止)
04/5108 18			+	工場排水等の規制に関する法律(旧法)公布(廃止)
34年10月 1日			市	岡崎市環境衛生条例(旧条例)公布施行(廃止)
37年 5月 1日	国			建築物用地下水の採取の規制に関する法律公布
6月 2日	国			ばい煙の排出の規制等に関する法律(旧法)公布(廃止)
39年 4月 1日		県		愛知県公害防止条例(旧条例)公布(廃止)
42年 8月 3日	国			公害対策基本法公布施行(廃止)
43年 6月10日	国			大気汚染防止法及び騒音規制法公布(同年12月1日施行)
11月27日	国			特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準公布 
				特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準公布
44年 2月12日	国			硫黄酸化物に係る環境基準閣議決定(廃止)
12月15日	国			公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法公布(廃止)
45年 2月20日	玉			一酸化炭素に係る環境基準閣議決定(廃止)
4月21日	国			水質汚濁に係る環境基準閣議決定
6月 1日	国			公害紛争処理法公布
11月 1日		県		愛知県公害審査会設置
12月 1日			市	商工課工業試験所内に水質係新設(市内朝日町地内)
12月 3日		県		愛知県公害対策審議会設置
12月25日	国			水質汚濁防止法公布、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律公布、廃 棄物の処理及び清掃に関する法律公布
46年 4月 1日			市	衛生課に公害係を新設(2名)
4月 2日		県		愛知県公害防止条例公布(全部改正)(同年10月1日施行)
5月25日	围			騒音に係る環境基準閣議決定
6月 1日	玉			悪臭防止法公布(昭和47年5月31日施行)
6月10日	国			特定工場における公害防止組織の整備に関する法律公布
7月 1日	国			環境庁設置
47年 1月11日	围			浮遊粒子状物質に係る環境基準告示(廃止)
3月29日		県		水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例公布(同年4 月1日施行)
3月30日			귀	岡崎市公害対策審議会条例公布(廃止)
4月 1日			市	環境交通課公害係となる(5名)
6月12日			市	岡崎市公害対策審議会設置
48年 3月20日		県		愛知県公害被害者認定審査会設置
3月30日		県		大気汚染防止法第4条第1項に基づく排出基準を定める条例公布
4月 1日			市	環境交通課公害対策係(3名)公害調査係(3名)となる
5月 8日	国			大気の汚染に係る環境基準について告示(二酸化窒素・光化学オキシダント)
8月15日			市	公害防止協定締結第1号(合名会社共栄鋳造所)
10月 5日	玉			公害健康被害補償法公布
昭和49年4月 1日			市	厚生経済部環境課として独立、公害対策係(4名)、公害調査係(3名)、自 然保護係(2名) 岡崎市公害調査センター設置
6月 1日	国			大気汚染防止法一部改正(総量規制の導入)
10月 2日			市	岡崎市公害防止条例公布(平成18年10月1日全部改正)

年 月 日		区 5:	+	主 要 事 項
昭和49年11月 1日			市	岡崎市公害防止委員委嘱(14名)(平成18年10月1日再編)
阳和于5年11万 1日			ılı	水質汚濁に係る環境基準にPCBを追加
50年 2月 3日	国			- バリスグ リース
				水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定告示(水域= 鹿乗川、当該類
3月31日		県		型=C、達成期間=口)
4月 1日			市	岡崎市公害調査センター改築移転(稲熊町4丁目12番地)
7月29日	国			新幹線騒音に係る環境基準告示
9月 4日	玉			自動車騒音の大きさの許容限度公布
51年 6月10日	田			振動規制法公布(同年12月1日施行)
8月15日			규	岡崎市公害予防・環境保全対策事前指導要領の実施(廃止)
9月18日	国			悪臭防止法施行令一部改正(二硫化メチル等3物質を追加)
52年 1月26日			市	岡崎市新幹線公害対策連絡協議会設立
4月30日		県		新幹線鉄道騒音に係る環境基準の地域の類型の指定の告示
53年 6月13日	玉			水質汚濁防止法一部改正(総量規制の導入)
7月11日	玉			二酸化窒素の環境基準の改定告示
	121	<u> </u>		$(0.02ppm \rightarrow 0.04ppm \sim 0.06ppm)$
55年 2月12日		県		愛知県生活排水対策推進要綱制定
3月 7日			市	「天然石けん普及都市」宣言
5月 1日	国			幹線道路の沿道の整備に関する法律公布
56年 3月27日		県		愛知県公害防止条例一部改正(飲食店営業等に伴う騒音に係る基準の遵 守等)
4月 1日			市	市民部公害交通課に改称
8月 1日		県		愛知県公害防止条例施行規則の一部改正(深夜営業騒音の規制)
57年 8月 1日			市	岡崎市公害予防・環境保全対策事前指導要領の改正
9月 7日	国			大気汚染防止法施行規則の一部改正(窒素酸化物の第5次規制)
59年12月21日		県		風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例改正
60年 5月27日	国			水質汚濁防止法施行規則の一部改正(窒素・リンの排水基準)
6月 6日	国			大気汚染防止法施行令の一部改正·同施行規則の一部を改正(ばい煙発生施設の追加 小型ボイラー)
62年 5月 1日		県		化学的酸素要求量に係る第2次総量削減計画策定
平成元年 3月29日	玉			水質汚濁防止法施行令一部改正(トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの 追加)
4月 1日			市	環境衛生部環境課に改称
6月28日	玉			水質汚濁防止法施行令の一部改正(有害物質を含む汚水等の地下浸透規 制導入)
				大気汚染防止法一部改正(一般粉じん、特定粉じん)
9月27日	玉			悪臭防止法施行令の一部改正(プロピオン酸等4物質を追加)(平成2年4月1日施行)
2年 6月22日	玉			水質汚濁防止法の一部改正(生活排水対策の推進を追加)
6月27日	玉			スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律公布
3年 3月25日		県		悪臭防止法による地域の指定等の告示
3月29日		県		化学的酸素要求量に係る第3次総量削減計画策定
4月 1日			市	岡崎市環境調査センターに改称
8月23日	玉			土壌汚染に係る環境基準を告示
8月23日	国			土壌汚染に係る環境基準を告示
4年 6月 3日	国			自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法公布(同年12月1日施行)

年月日	Г	区 分	<b>,</b>	主要事項
		<u>~</u> ).	,	
平成4年 9月25日 5年 3月 8日	国国			ゴルフ場の建設及び運営に係る環境配慮指針作成 水質汚濁に係る環境基準の一部改正について告示(トリクロロエチレン等15 項目追加)
6月18日	围			悪臭防止法施行令一部改正(プロピオンアルデヒド等10物質追加) (平成6年4月1日施行)
11月19日	玉			環境基本法公布施行(公害対策基本法廃止)
12月24日	国			地球環境保全に関する閣僚会議「アジェンダ21行動計画」を決定
12月27日	围			水質汚濁防止法施行令の一部改正(ジクロロメタン等13物質を有害物質に 追加)
6年 2月21日	国			土壌の汚染に係る環境基準の改正(ジクロロメタン等15物質の追加)
6月23日			市	岡崎市環境審議会条例公布(岡崎市公害対策審議会条例の廃止)(廃止)
12月16日	玉			環境基本計画閣議決定
12月21日		県		空き缶等ごみの散乱の防止に関する条例公布、施行
7年 3月22日		県		愛知県環境基本条例公布(同年4月1日施行)
4月 1日			市	環境衛生部環境保全課に改称
8年 2月 2日			市	岡崎市公害防止条例施行規則の一部改正
3月29日		県		水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定告示(水域=男川、当該類型 =A、達成期間=イ)
			市	鹿乗川流域生活排水対策推進計画の策定
4月 1日			市	岡崎市空き缶等のごみの散乱の防止に関する条例公布、施行(平成18年 廃止)
4月21日	国			悪臭防止法の一部改正(臭気指数規制の導入)
12月20日	国			騒音規制法施行令の一部改正(特定施設として切断機、特定建設作業としてバックホウ・トラクターショベル・ブルドーザーを追加)
9年 2月 4日	玉			ベンゼン等3物質の大気環境基準告示
3月13日	玉			地下水の水質汚濁に係る環境基準を告示
8月11日		県		愛知県環境基本計画策定
8月29日	国			大気汚染防止法施行令の改正(ダイオキシンを指定物質として追加) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令改正(廃棄物焼却施設から排 出するダイオキシン類対策として、構造基準及び維持管理基準を強化)
10年 3月20日			中	美合町五本松68番地1へ市環境調査センター新築移転
9月30日	玉			騒音に係る環境基準告示(等価騒音レベルの採用と新環境基準値の設定)
11年 2月22日	玉			水質汚濁に係る環境基準の一部改正(硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素の追加)
				地下水の水質汚濁に係る環境基準の一部改正
3月26日		県		騒音に係る環境基準の地域の類型告示(昭和50年告示は廃止)
3月20日			市	岡崎市環境基本計画策定
7月13日	国			特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する 法律公布
7月16日	玉			ダイオキシン類対策特別措置法公布(平成12年1月15日施行)
/ // 100				環境省設置法公布
12月21日	国			ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌の汚染に係る環境 基準を告示
			市	岡崎市公害防止条例の一部改正
12年 3月 2日	国			騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音 の限度を定める総理府令改正(等価騒音レベルの採用)
3月23日			市	岡崎市公害防止条例施行規則の一部改正
3月31日		県		水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定告示(水域=乙川下流「岡崎市 上水道取水口より下流」、該当類型=B、達成期間=イ)

年 月 日	[	区 分	}	主 要 事 項
平成12年 5月31日	玉			土壌汚染に係る環境基準の改正(ふっ素、ほう素の追加)
12月22日	国			新環境基本計画策定
13年 1月 6日	玉			中央省庁再編成により、環境庁が環境省となる
4月20日	国			ベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンによる大気環境基準についての一部改正(ジクロロメタン追加)
6月13日	国			水質汚濁防止法施行令、同法施行規則の一部改正(ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物追加)
6月27日	国			自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法の一部改正(粒子状物質追加)
11月 9日	国			水質汚濁防止法施行令及び瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一 部改正(窒素・りん総量規制)
12月14日	国			自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関 する特別措置法施行令の一部改正(岡崎市が対策地域として指定)
14年 4月11日	国			自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量の削減に関する基本方針を定める告示
5月29日	玉			土壤汚染対策法公布(平成15年2月15日施行)
7月12日		県		水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく化学的酸素要求量に係る総量規制基準告示 水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に係る総量規制基準告示 水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づくりん含有量に係る総量規制基準告示
7月22日	国			ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁及び土壌に係る環境基準に ついての一部改正(環境基準に水底の底質を追加)
7月31日	国			ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部改正(特定施設の追加) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正(ダイオキシン類発生施設として洗浄施設等追加)
9月 2日		県		愛知県環境基本計画(改訂計画)策定
11月13日	国			土壌汚染対策法施行令公布
12月26日	玉			土壌汚染対策法施行規則公布
15年 3月 6日	国			環境大臣が定める土壌ガス調査に係る採取及び測定の方法、地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法、土壌溶出調査に係る測定方法並びに土壌含有量調査に係る測定方法告示 搬出する汚染土壌の処分方法並びに搬出する汚染土壌の処分に係る確認方法告示
2825	玉			大気汚染防止法施行規則の一部改正(ばい煙測定頻度の改正)
3月25日		県		県民の生活環境の保全等に関する条例公布
				騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定等告示
3月28日			市	振動規制法に基づく振動の規制地域の指定等告示 悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出規制地域の指定及び規制基準の 設定告示
8月22日		県		県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則公布 同条例に基づき、愛知県化学物質適正管理指針・愛知県土壌汚染対策指 針策定 同条例に基づき、生活排水対策に関する基本指針策定
9月12日	国			排水基準を定める総理府令等の一部を改正する総理府令の一部改正(窒素・りんに係る排水基準の改正)
11月 5日	玉			水質汚濁に係る環境基準の一部改正(水生生物の保全に係る水質環境基準の追加(全亜鉛))

年 月 日	区分	主 要 事 項
平成15年12月17日	国	ダイオキシン類対策特別措置法施行令の一部改正(特定施設2施設を追加) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正(ダイオキシン類発生施設として2施設追加) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正(ダイオキシン類を含む汚泥、廃酸又は廃アルカリを生ずる工場又は事業場が有する施設として2施設追加)
16年 5月26日	国	大気汚染防止法の一部改正(揮発性有機化合物に関する施設の届出、排出基準等に関する項目の追加)
12月 1日	国	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令の一部改正 ・騒音関係公害防止管理者及び振動関係公害防止管理者の2つの区分を 統合し、新たに騒音・振動関係公害防止管理者となった
12月27日	国	ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部改正 ・施行令第4条第1項に基づき、施行令別表第1第5号に掲げる廃棄物焼却 炉のうち、焼却能力が1時間当たり2,000kg 未満の施設から排出される排 出ガスを測定する場合であっては、施行規則第2条第1号の規定によらな いで十分な精度を有するもの(簡易測定)として環境大臣が定める方法に よることができるようになった ①ダイオキシン類がアリール炭化水素受容体に結合することを利用した 方法 ②ダイオキシン類が抗原とする抗原抗体反応を利用した方法 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理に係る基準について、高分解 能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法及び簡易測定に よる方法により検定した場合における検出値によるものとなった ・測定結果報告書が改められた
17年 5月25日	国	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律公布(平成18年4月1日 施行)
5月27日	国	大気汚染防止法施行令の一部改正 ・揮発性有機化合物排出施設として、化学製品の製造の用に供する乾燥施 設等を定めた
6月24日	国	ダイオキシン類対策特別措置法第33条第1項の規定に基づき、国における 事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画を変 更の告示
8月15日	国	ダイオキシン類対策特別措置法施行令及び同施行規則の一部改正 ・特定施設(排出水)として、次の施設を追加 ①担体付き触媒の製造の用に供する施設 ②担体付き触媒からの金属の回収の用に供する施設 ③フロン類の破壊の用に供する施設 ・施行規則別表第二の改正 ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正
11月25日	市	騒音規制法に基づく騒音の規制地域の指定等の告示の一部改正 ・額田郡額田町の編入後も、都市計画区域外の地域として、規制地域から除いた 振動規制法に基づく振動の規制地域の指定等の告示の一部改正 ・額田郡額田町の編入後も、都市計画区域外の地域として、規制地域から除いた 悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出規制地域の指定及び規制基準の設定の告示(平成15年岡崎市告示第77号は廃止) ・額田郡額田町の編入に伴う規制地域の指定及び規制基準の設定
12月21日	国	大気汚染防止法施行令及び同施行規則の一部改正 ・特定建築材料として、石綿を含有する断熱材等を追加 ・特定粉じん排出等作業について、規模等の要件を撤廃 ・作業を行う場合に、掲示板を設けることを追加 ・届出様式の変更 など

年 月 日	[	区 5:	}	主 要 事 項
平成18年 2月10日	玉			石綿による健康被害の救済に関する法律公布
3月10日	玉			石綿による健康被害の救済に関する法律施行令公布
-,,,,,				岡崎市生活環境保全条例公布(同年10月1日施行)
0.07.0			_	・公害等の防止、地球温暖化の防止、環境の美化、その他の快適で良好な生
3月27日			市	活環境の確保に関し必要な事項を定め、生活環境の保全を推進するため
				制定
6月19日			市	岡崎市生活環境保全条例施行規則公布(同年10月1日施行)
				・条例の施行に関し必要な事項を定めた 大気汚染防止法施行令及び施行規則の一部改正
8月11日	国			・特定粉じん排出等作業において、建築物以外に工作物等が対象に追加
11 8 10 8				排水基準を定める省令の一部改正
11月10日	国			・亜鉛含有量「5mg/ロ」を「2mg/ロ」に改めた
				ダイオキシン類対策特別措置法施行規則の一部改正(平成20年4月1日施
19年 6月11日	玉			行) ・WHOが最新の知見を踏まえた毒性等価係数に見直したことに伴い、毒性
				・WIOが最新の知見を踏まれた毎性寺神保数に見直したことに伴い、毎性 等価係数を最新のものに改めた
				水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく化学的酸素要
				求量に係る総量規制基準の告示(新設施設:平成19年9月1日施行·既設
				施設:平成20年4月1日施行)
				水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づく窒素含有量に
6月15日		県		係る総量規制基準の告示(新設施設:平成19年9月1日施行・既設施設:
				平成20年4月1日施行) 水質汚濁防止法第4条の5第1項及び第2項の規定に基づくりん含有量に係
				る総量規制基準の告示(新設施設:平成19年9月1日施行・既設施設:平
				成20年4月1日施行)
				悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出規制地域の指定及び規制基準の
9月27日			市	改正の告示(平成20年4月1日施行)
				・物質濃度規制から臭気指数規制に規制方式を変更
20年 4月 1日			市	市内96の事業所と環境の保全に関する協定を締結(従来の協定の見直し)
				水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定告示
				・矢作川(矢作ダムより下流)=生物 B、巴川(全域)=生物 B、乙川(乙川天神橋より上流)=生物 A、乙川(乙川天神橋より下流)=生物 B、鹿乗川
21年 3月27日			市	(全域)=生物 B、男川(全域)=生物 B、雨山川及び乙女川下流(雨山川
				全域及び雨山川合流点より下流の乙女川)=生物 B 達成期間は「直ちに
				達成」
4月24日	玉			土壌汚染対策法の一部改正(平成22年4月1日施行)
				・調査契機の拡大、指定区域制度の変更、汚染土壌処理業の許可制など
9月 9日	国			微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準についての告示
00/5 00000				県民の生活環境の保全等に関する条例一部改正(平成22年10月1日施行 一部平成23年4月1日施行)
22年 3月26日		県		土壌・地下水汚染の防止に関する規制に関する部分の改正
				大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正(平成 23 年4月1日施
5510-				行)
5月10日	国			・(大気・水質)測定結果の未記録・虚偽記録への罰則、事業者の責務規定
				の創設(水質)事故時の措置の対象の拡大
8月13日		県		貨物自動車等の車種規制非適合車の使用抑制等に関する要綱施行(一部 相守の4.双成23年4月1月推行)
		<u> </u>	<u> </u>	規定のみ平成23年4月1日施行) 悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出規制地域の指定及び規制基準の
23年 3月17日			市	設定の告示(平成17年岡崎市告示第357号は廃止)
				都市計画区域変更に伴う規制地域の指定及び規制基準の設定
				県民の生活環境の保全等に関する条例一部改正(平成23年10月1日施
3月22日		県		行)
		:	:	・ばい煙量等の測定結果の未記録、虚偽記録等に対して罰則を創設

年 月 日	区分	<del>}</del>	主 要 事 項
24年 6月 1日	国		水質汚濁防止法の一部を改正 ・有害物質を使用・貯蔵等する施設の設置者に対し、地下浸透防止のため の構造、設置及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及びその結果 の記録・保存を義務付けられた。

### ② 環境衛生

<b>填現衛生</b> 年月日	[	区 分	<u> </u>	主 要 事 項
昭和27年	,		市	
H11H27 —	玉		1113	清掃法施行
29年			市	汚物(し尿)取扱業2社 契約から許可
30年			市	岡崎市清掃条例施行規則公布
32年			市	汚物(し尿)取扱業1社許可
36年			市	汚物(し尿)取扱業4社許可
45年12月25日	国			廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布(昭和46年9月24日施行)
46年 9月23日	国			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、施行規則公布(同年9月 24日施行)
47年 3月30日			市	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同施行規則公布(同年4月1日施行)
48年 2月12日		県		第一次産業廃棄物処理計画策定
6月 5日	玉			世界環境デー(第1回環境週間)
7月 1日			市	緑化推進都市宣言
49年10月 2日			市	岡崎市公害防止条例公布(同年11月1日施行)
52年 3月14日	玉			一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の
		IB		基準を定める命令公布(同年3月15日施行)
4月 6日		県		第二次產業廃棄物処理計画策定
57年 4月 1日		県		愛知県U尿浄化槽設置・維持管理要綱施行
				第三次産業廃棄物処理計画策定 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正(木くずを産業廃
58年 4月26日	国			棄物に指定)
58年 5月18日	国			浄化槽法公布(昭和60年10月1日施行)
59年 3月30日	国			净化槽法施行規則公布(昭和60年10月1日施行)
60年 7月10日		県		浄化槽保守点検業者の登録に関する条例公布(同年10月1日施行)
62年 4月 1日		県		第四次産業廃棄物処理計画を策定
平成 元年 9月 1日		県		愛知県産業廃棄物広域交換制度発足
3年 4月 1日		県		愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱の施行
4月26日	玉			再生資源の利用の促進に関する法律(リサイクル法)の公布
10月 5日	围			廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正(減量化·再生利用の規定の追加、特別管理廃棄物の規定の追加、廃棄物処理施設に係る規制等強化等)
12月10日			市	岡崎市環境影響評価調査検討委員会規程
4年 4月 1日			市	合併処理浄化槽設置費補助金交付事務下水道部へ移管
4年 4月 1日		県		第五次産業廃棄物処理計画策定
7年 3月24日			市	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例を岡崎市廃棄物の減量及び適 正処理に関する条例に改正(同年4月1日施行)
3月31日			市	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する規則を岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に改正(同年4月1日施行)
6月16日	匤			容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布(同年 12月14日施行)
8年 6月16日	国			容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布
10月14日		県		産業廃棄物の保管に関する指導マニュアル策定
9年 1月28日	国			ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン発表
4月 1日		県		第六次産業廃棄物処理計画策定

年 月 日		区分	<del>}</del>	主 要 事 項
. ,, 1		/-		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
平成9年 6月18日	玉			クルの推進、施設の設置手続きの明確化、最終処分場における適正な維持
			:	管理の確保、不法投棄対策)
8月29日	H			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令並びに施行規則一部改正(ダ
0月29日	国			イオキシン対策に係る規制等)
10月 1日		県		愛知県浄化槽指導要領改正
12月24日			市	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例一部改正(平成10年4月 1日施行)
10年 4月 1日			市	岡崎市一般廃棄物収集運搬業許可開始
6月 5日	国			特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)公布
68160	⊏			一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の
6月16日	国			基準を定める命令の一部改正
		_		愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱の一部改正(排出事業者の責務の
6月17日		県		強化)
		<u> </u>		愛知県廃棄物処理施設審査会議を設置
12年 5月31日	国			建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律公布(平成14年5月31日 施行)
				循環型社会形成推進基本法公布
				- 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19
6月 2日	玉			1日施行)
,,	7			
				の見直し、措置命令の強化等)
6月 7日	国			食品循環資源の再利用等の促進に関する法律公布(食品リサイクル法)
11月29日	王			建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令公布
10年 2月06日	₪			廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正(廃棄物処理基準の強化
13年 3月26日	国			等)
4月 1日	玉			特定家庭用機器再商品化法施行(家電リサイクル法)
5月 1日	国			食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行(食品リサイクル法)
5月 7日	玉			廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な 推進を図るための基本的な方針の策定
				ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法公布
6月22日	玉			(同年7月15日施行)
ОЛИИ				特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律公
			-	布(フロン回収破壊法)
9月19日	围			净化槽法施行令の公布(同年10月1日施行)
10月17日	国			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正(産業廃棄物にと 畜場においてと殺し、又は解体した獣育等に係る固形状の不要物を追加)
				愛知県産業廃棄物適正処理指導要綱の一部改正(県外産業廃棄物の届
14年 1月 1日		県		出等)
				廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令並びに海洋汚染及び海上災
1月17日	国			害の防止に関する法律施行令の一部改正(産業廃棄物にコンクリートくずを
				追加)
3月 5日	玉			建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則公布(同年5月3
				1日施行) 一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の
				版院業物の最終処別場及の産業院業物の最終処別場に係る技術工の 基準を定める命令の一部改正(ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化
3月29日	玉			合物、アンモニア・アンモニウム化合物・亜硝酸化合物及び硝酸化合物追
				hu)
4月 1日		県	L	愛知県産業廃棄物不適正処理に係る行政処分要綱の施行
7月12日	玉			使用済自動車の再資源化等に関する法律公布(自動車リサイクル法)(平成17年1月1日施行)
9月19日		県		愛知県廃棄物処理計画を策定
0)110H	l	, /IN	<u> </u>	シャックのない なんしまり 田 のとなる

年 月 日		区分	4	主 要 事 項
十刀口	'	<u>ニ</u> ノ		エーダーサーゼ 保棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正
				①特別管理一般廃棄物の基準
T-114-10-00-0				②特定管理産業廃棄物の追加
平成14年10月23日	玉			③特定管理産業廃棄物の追加に伴い埋立処分の基準を定めた
				④ダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設を設置の許可の対
				象となる産業廃棄物処理施設に追加
				岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例公布(平成15年4月1日施行)
12月19日			市	_1]/   岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正(産業廃棄
				物に係る許可申請手数料の追加)
10000				使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令・施行規則公布(自動車
12月20日	国			リサイクル法関係)(平成17年1月1日施行)
15年 3月14日	玉			循環型社会形成推進基本計画策定
3月25日		県		廃棄物の適正な処理の促進に関する条例公布(同年10月1日施行)
3月28日		県		あいち資源循環型社会形成プラン策定
				岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則公布(同年4月1日
				施行)
3月31日			市	岡崎市浄化槽法施行細則公布(同年4月1日施行)
				岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則公布(同年4月1
				日施行)
				中核市に移行
4月 1日			市	合併処理浄化槽設置費補助金交付事務環境部へ移管
				岡崎市産業廃棄物適正処理指導要綱制定
68100	⊏			廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正(不法投棄等の未然防止
6月18日	国			等の措置及びリサイクルの促進等の措置)
6月23日			市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例公布(同年10月1日施行)
6月25日			市	岡崎市廃棄物処理施設検討会議設置運営要領施行(同年8月25日委嘱)
7月 4日		県		廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則公布(同年10月1日施行)
11月28日	玉			広域的処理にかかる特例の対象とする一般廃棄物を定めた(廃スプリングマットレス・廃パソコン・廃密閉型蓄電池)
				原棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正(ダイオキシン類を
12月17日	玉			含む汚泥、廃酸又は廃アルカリを生ずる工場又は事業場が有する施設とし
1 = 23 1 7 =	I			て2施設を追加)
16年 3月23日			市	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正(自動車リサ
10- 0/1200			112	イクル法に係る許可申請手数料の追加)
				廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正 ・廃棄物が地下にある土地の形質変更の届出義務化
4月28日	玉			・不法投棄又は不法焼却する目的で廃棄物を収集・運搬した者に対する罰
				則の強化
68048			+	岡崎市使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則公布(同年7月
6月24日			市	1日施行)
				廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正
9月29日	国			・特定処理施設に関する規定及び指定有害廃棄物(硫酸ピッチ)の保管、
				収集、運搬、処分等に関する基準の追加 岡崎市浄化槽法施行細則の一部改正
17年 3月25日		!	市	岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正(平成
				18年1月1日施行)
5月18日	玉	ĺ		廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正(欠格要件該当者の届出義務、
07,10Д				マニフェスト制度違反者への命令措置等)(同年10月1日施行)
5月20日	玉			浄化槽法の一部改正(目的の明確化、水質基準の創設、検査時期の適正
	<u> </u>			化、監督の強化)(平成18年2月1日施行)

年 日 口		<b>▽</b> ∠	<u>,</u>	主要事項
年月日		区 5:	:	
平成17年10月 5日			市	岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正(平成18年1月 1日施行)
18年 2月10日	围			石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部改正(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正を含む)(平成18年10月1日完全施行) ・石綿を含む廃棄物の無害化処理認定制度の創設
18年 4月28日			市	岡崎市浄化槽法施行細則の一部改正
7月26日	国			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正(石綿を含む廃棄物の処理に関する基準の追加等) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正(マニフェスト交付等状況報告書提出義務の適用)
19年 6月13日	玉			食品循環資源の再利用等の促進に関する法律の一部改正(食品関連事業者に対する指導監督の強化取組の円滑化及び再生利用等の手法に「熱回収」の追加)(平成19年12月1日施行)
9月 7日	国			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正(産業廃棄物である木くずの範囲の拡大)(平成20年4月1日施行)
20年 3月27日			市	一般廃棄物処理基本計画告示
11月27日			市	岡崎市浄化槽法施行細則の一部改正
12月 5日	玉			特定家庭用機器再商品化法施行令の一部改正(薄型テレビ、衣類乾燥機の 品目追加)(平成21年4月1日施行)
21年 2月26日			市	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部改正(粗大ごみ有料戸別収集手数料を個別品目制から寸法及び重量による手数料体系へ改正)(平成21年4月1日施行)
22年 5月19日	国			廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正(建設工事に伴い生ずる廃棄物の元請業者の処理責任一元化、廃棄物処理施設の定期検査制度創設、優良認定制度創設等)(平成23年4月1日施行・一部内容を除く)
12月21日			市	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正(一般廃棄物 処理手数料の改定)
12月22日	国			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部改正(産業廃棄物収集 運搬業の許可の合理化、帳簿の備え付けを要する事業者の追加等)
23年 1月28日	玉			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正(廃棄物処理施 設の処理能力を変更する場合の手続き等)
3月22日		県		廃棄物の適正な処理の促進に関する条例の一部改正(廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴う、屋外保管の届出義務の適用除外の追加等)(平成23年4月1日施行)
3月29日		県		廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正(保管届出の 提出期限に関する規定の整備等)(平成23年4月1日施行)
24年 3月21日			市	岡崎市浄化槽法施行細則の一部改正
3月23日	国			廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正(民法等の一部 改正に伴う、 は定代理人が法人である場合の規定追加)(平成24年4月1日 施行)
3月28日		:	市	岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正(登録の拒否に 関する事項の追加)(平成24年4月1日施行)
3月29日			市	岡崎市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部改正(平成24年4月1日施行)
8月10日	国			使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律公布(平成25年4月1日施行)
12月25日			市	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正(資源物等の 持ち去り禁止)(平成25年4月1日施行)

年 月 日	区分		主 要 事 項
平成24年12月27日	市		岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部改正(資源物等の 持去り禁止)(平成25年度4月1日施行)
25年 3月 6日	国		使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する施行令、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する施行規則公布(平成25年4月1日施行)

### ③ 自然環境、その他

自	[:	<b>三</b> 分	4	主要事項
大正 7年 4月 4日	玉	_ /-		鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律公布(全部改正)
昭和32年 6月 1日	国			自然公園法公布
47年 6月22日	玉			自然環境保全法公布
48年 3月30日	Ī	県		愛知県自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例公布
52年 4月 1日		715	市	岡崎市土地開発行為事前指導要綱の実施
59年 8月28日	玉		ılı	環境影響評価実施要綱閣議決定
60年 3月29日			市	岡崎市都市景観環境条例公布(廃止)
61年 3月31日		県	113	愛知県環境影響評価要綱告示(同年10月1日施行)
平成 4年 6月 5日	国	N.		絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)の公布(平成5年4月1日施行)
6月26日	玉			都市計画法及び建築基準法の一部改正(用途地域:8区分→12区分)
5年11月19日	玉			環境基本法公布施行(公害対策基本法廃止)
6年 6月23日	1		市	岡崎市環境審議会条例公布(岡崎市公害対策審議会条例の廃止)(廃止)
8月 1日		県	112	愛知県環境審議会設置
12月 2日		県		「あいちアジェンダ21 を策定
12月16日	玉	710		環境基本計画閣議決定
7年 3月22日	I	県		愛知県環境基本条例公布(同年4月1日施行)
9年 6月13日	玉	710		環境影響評価法公布(平成11年6月12日施行)
8月11日	ī	県		愛知県環境基本計画策定
10月 6日		県		あいち環境づくり推進協議会設置
12月29日	国	ᅏ		地球温暖化対策推進本部設置
10年 6月19日	国			地球温暖化対策推進本部「地球温暖化対策推進大綱」決定
				地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)公布(平成11年4月8日
10月 9日	国			施行)
12月18日		県		愛知県環境影響評価条例公布(平成11年6月12日施行)
11年 3月26日			市	岡崎市環境基本計画策定
4月 1日		県		愛知県環境評価審議会設置
4月16日	国			地球温暖化対策に関する基本方針告示
7月 1日			市	エコオフィスプラン岡崎策定
7月16日	国			環境省設置法公布
12年 3月27日		県		あいちエコプラン2010(愛知県地球温暖化対策地域推進計画)策定
5月31日	国			国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律公布(グリーン購入法)
6月26日			市	岡崎市生活環境等影響調査条例公布
6月29日			市	同上施行規則公布
7月25日			市	ISO14001認証取得(本庁舎等)
12月22日	国			新環境基本計画策定
13年 1月 6日	国			中央省庁再編成により、環境庁が環境省となる
1月19日		県		ISO14001認証取得(本庁舎)
3月26日			市	ISO14001認証取得(一般廃棄物最終処分場)
14年 3月19日	国			地球温暖化対策推進本部「地球温暖化対策推進大綱」見直し
3月25日			市	岡崎市自然体験の森条例公布(同年4月18日施行)
3月29日			市	岡崎市自然体験の森条例施行規則公布(同年4月18日施行)
6月 7日	国			地球温暖化対策の推進に関する法律改正、公布
7月12日	国			鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律公布(平成15年4月16日施 行)
9月 2日		県		愛知県環境基本計画(改訂計画)策定

,	1 .			\
年月日	[	区分	}	主要事項
平成14年12月20日	国			鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行令公布
12月26日	国			鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則公布 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣の保護を図るための事業を実施するため基本方針を定めた
15年 3月31日			市	岡崎市温泉法施行細則公布
6月23日			市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例公布
7月25日	国			環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律公布 (同年10月1日施行)
16年 6月 2日	玉			環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律公布(平成17年4月1日施行) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律公布(平成17年6月1日施行)
10月18日			市	
17年 3月25日		県		国際博覧会開幕 同年9月25日まで
6月17日	国			地球温暖化対策の推進に関する法律改正(温室効果ガス算定·報告·公表制度の制定)
12月21日			卡	岡崎市環境基本条例公布(平成18年1月1日施行) ・環境の保全及び創造について、基本理念その他の基本的事項を定め、環境施策及び環境活動を総合的かつ計画的に推進するため制定 ・以下の審議会条例を廃止し、環境基本条例のなかで統合 ①岡崎市廃棄物減量等推進審議会条例廃止 ②岡崎市環境審議会条例廃止 岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例一部改正(平成18年1月1日施行) ・額田郡額田町の編入に伴う経過措置として額田町自然保護区設置条例により指定された保護区を環境保全地区としてみなす 岡崎市環境施策推進基金条例公布(平成18年1月1日施行) ・環境施策の推進に係る廃棄物処理施設、その他環境の保全及び創造に関する施設の整備並びに環境活動の推進に要する事業費に充てるために設置
12月28日			市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例施行規則一部改正(平成18年1月1日施行) ・額田郡額田町の編入に伴い、都市計画区域外の額田地区について、計画的な土地利用及び機能的な都市整備を図る観点から、景観及び環境の保全形成に多大な影響を及ぼす特定事業について実施の条件を見直す
18年 6月 7日	国			地球温暖化対策の推進に関する法律改正(京都メカニズムによる削減量(いわゆるクレジット)の取得等について定める)
19年12月21日			市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例一部改正(平成20年4月1日施行)
12月28日			市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例施行規則一部改正(平成20年4月1日施行)
20年 3月28日			市	岡崎市自然環境保全条例公布(同年10月1日施行) ・本市の地域特性を踏まえた自然環境の保全及び創出を推進するために制 定
6月13日	国			地球温暖化対策の推進に関する法律改正(事業者単位・フランチャイズ単位での排出量の算定・報告制度導入、特例市以上に地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定義務)
21年 3月26日			市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例施行規則一部改正(平成21年4月1日施行)
22年 3月18日			市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例施行規則一部改正(平成22年4月1日施行)
3月26日			市	岡崎市こども自然遊びの森条例公布(平成22年10月1日施行)
23年 3月28日			市	岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例施行規則一部改正(平成23年4月1日施行)

### 2-2 審議会など (平成 25 年4月1日現在)

#### (1) 附属機関

#### ○岡崎市環境審議会

環境基本法第 44 条及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7の規定をうけ、岡崎市環境 基本条例に基づき設置しています。学識経験者、関係団体員及び公募市民のうちから市長が任命した 16 名に委嘱しています。

市長の諮問に応じて環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項、環境基本計画に関する 事項、良好な景観及び環境の保全及び形成に資するまちづくりに関する事項及び廃棄物の減量その他 その適正な処理に関する事項について調査審議する機関です。

#### 〇岡崎市特定事業紛争調停委員会

岡崎市水と緑・歴史と文化のまちづくり条例第 28 条の規定に基づき、特定事業の施行に関して生じた紛争の調停を行うために設置しています。

#### ○岡崎市水循環推進協議会

本市における健全な水循環を確保し、創造するために、岡崎市水を守り育む条例に基づき設置しています。水循環総合計画に関する事項、健全な水循環に関する基本事項及び重要事項について審議する機関です。

#### (2) 附属機関に準ずる機関

#### 〇岡崎市放置自動車廃物判定委員会

岡崎市放置自動車の処理に関する事務取扱要綱第9条に基づき、自動車についての専門知識又は 学識を有する者、関係行政機関、その他市長が必要と認める者のうちから8名に委嘱しています。

委員会は、放置自動車の廃物としての判定、その他市長が必要と認める事項について、調査、審査及び判定するための機関で、放置自動車により生ずる障害を除去することにより、地域の美観、良好な都市環境、快適な生活環境を維持することを目的としています。

#### ○岡崎市廃棄物処理施設検討会議

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第3項(第9条第2項で準用する場合を含む。)及び第15条の2第3項(第15条第2項で準用する場合を含む。)の規定に基づき、焼却施設、最終処分場ほか法令で規定する廃棄物処理施設を許可する場合、生活環境の保全に関する専門的知識を有する者の意見を聴くために開催しています。

10 名以内の学識経験者で構成され、現在7名に委嘱しています。

#### ○岡崎市地球温暖化対策実行計画推進協議会

地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の4に基づき、本市の地球温暖化対策実行計画の具体的な取り組みについて協議し、推進するために開催しています。学識経験者、事業者、市民等により組織され、現在14名に委嘱しています。

#### (3) その他

#### ○岡崎市環境保全委員

岡崎市生活環境保全条例第 40 条の規定に基づき、環境保全に関する専門知識又は経験を有する者 15 名に委嘱しています。

連絡会議を定期的に開催し情報交換を行うとともに、各担当地域における生活環境の状況調査や報告、市の行う施策の協力並びにこれに関する啓発及び指導をしています。

#### ○岡崎市自然環境監視員

岡崎市自然環境保全条例第 29 条の規定に基づき、保護区や市内に生息、生育する希少野生動植物の監視や指定移入種の放逐等の違反行為の監視を目的に8名の委員を委嘱しています。

#### ○岡崎市廃棄物減量等推進員

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の8の規定に基づき、市のごみ減量・リサイクル及び 分別排出等を円滑に推進することを目的として47名に委嘱しています。

### 附属機関とは

法律又は条例の定めるところにより、執行機関(市長、教育委員会など)の内部部局のほかに、行政執行の前提となる調査、調停、審査等を行うために市が設置する審議会等の合議制の機関のことをいいます。 附属機関に準ずる機関とは

要綱の定めるところにより、学識経験者、市民等の意見を求め、これを行政に反映させることを主な目的として設置する機関のことをいいます。

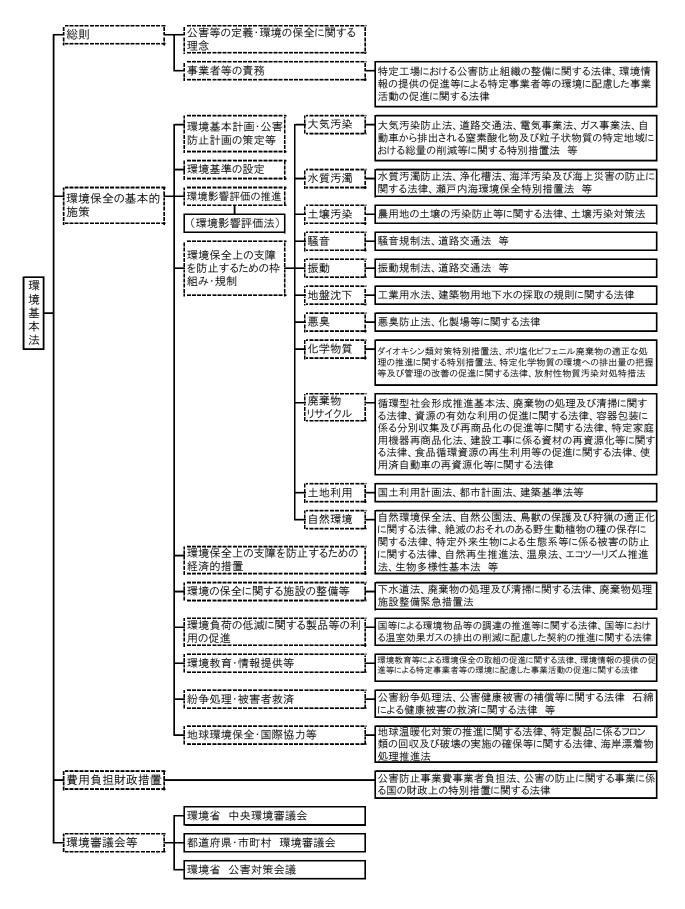
### 2-3 保有車両

(平成25年4月1日現在)

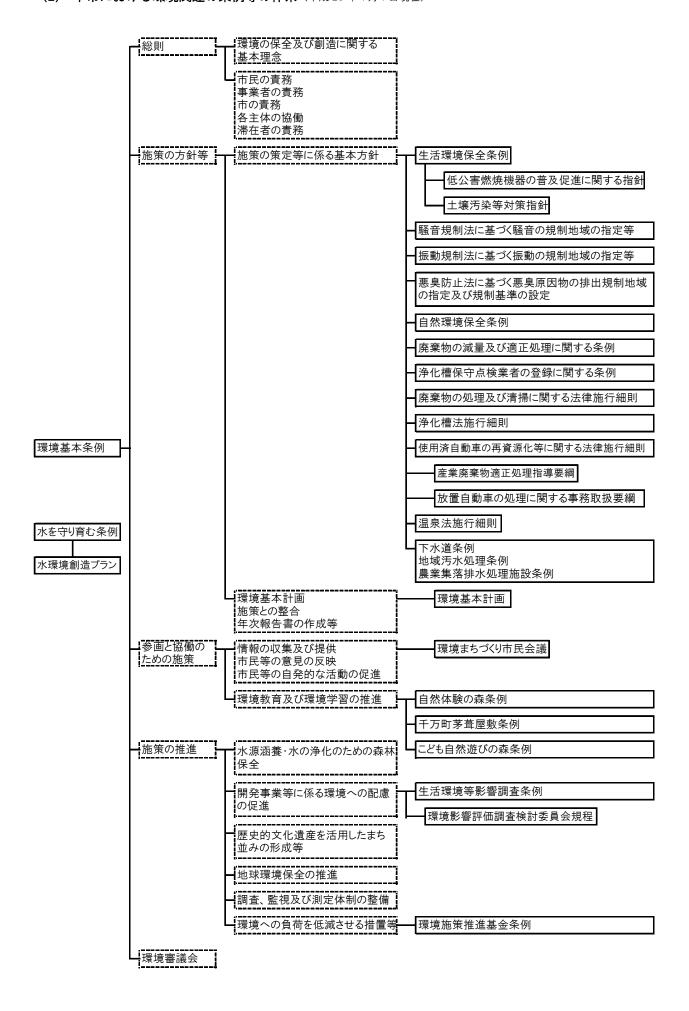
課	車種	台数		一大人,一个人,他们就会有一个人。 一个人,他们就会看到一个人,他们就会看到一个人,他们就会看到一个人,他们就会看到一个人,他们就会看到一个人,他们就会看到一个	
理接加入部	小型貨物	2	公害パト		
環境保全課	軽貨物	4	作業用		
方 松 井 牛 <del>-</del> 田	軽貨物(ダンプ)	1	作業用		
自然共生課	小型貨物	2	作業用		
	小型貨物	1		連絡用	
	軽貨物	1		連絡用	
	普通乗用	1	事務用	リサイクル活動調査·啓発用	
	軽貨物	11		連絡:動物収集用	
	軽貨物	1		連絡用	
	収集車	35		可燃・不燃ごみ収集用	
ごみ対策課	収集車	10		資源ごみ収集用	
この対象体	トラック	12	収集用	資源ごみ収集用	
	トラック	5		粗大ごみ さわやか収集用	
	ダンプ	3		粉砕資源ごみ運搬用	
	ダンプ	11		解体資源ごみ運搬用	
	トラック(脱着装置付)	1	その他	資源ごみ運搬用	
	フォークリフト	4		資源物運搬用	
	ショベルローダー	1		資源ごみ運搬用	
総合検査センター	軽貨物	2			
	小型貨物	1	事務連絡用		
	_ 軽貨物 	2	事務連絡		
八帖クリーンセンター	ダンプ 	1	汚泥運搬	用	
	シャベルローダー	1	作業用		
	バキューム車	1	し尿収集車		
	小型貨物	1	事務用	連絡用	
	軽貨物	3		連絡用	
	トラック	11		埋立覆土運搬・消 <del>毒</del> 用	
	ダンプ	2			
	ダンプ	1			
中央クリーンセンター	トラック(脱着装置付)	1	W	解体資源ごみ運搬用	
	バキュームタンク車	11	その他	埋立場散水用	
	フォークリフト	2		資源物運搬用	
	トラクターショベル	_			
	ショベルローダー	5		資源ごみ運搬用・埋立用	
A -:	バックホー				
合 計		111			

#### 2-4 法律等の体系

(1) 環境関連の主な法体系 (平成 24 年 10 月末現在)



### (2) 本市における環境関連の条例等の体系 (平成 25 年4月1日現在)



### 2-5 予算の概要

### (1) 予算額

#### ( )は一般会計に占める割合

区分	平成 24 年度	平成 25 年度
総予算額	2,165 億 3,453 万円	2,167 億 1,786 万円
一般会計	1,117 億 3,000 万円	1,063 億 7,000 万円
【衛生費】	110 億 7,064 万円 (9.9%)	117億7,852万円(11.1%)
特別会計	566 億 4,987 万円	578 億 5,267 万円
企業会計	481 億 5,466 万円	524 億 9,519 万円

### 【衛生費】内訳

#### ( )は衛生費に占める割合

区分	平成 24 年度	平成 25 年度
環境費	<b>8 億 280 万円</b> (7.3%)	<b>8 億 1,464 万円</b> (6.9%)
環境総務費	3 億 8,550 万円	3 億 7,823 万円
環境推進費	2 億 1,875 万円	2 億 4,071 万円
総合検査センター費	1 億 9,856 万円	1 億 9,570 万円
清掃費	<b>41 億 797 万円</b> (37.1%)	<b>40 億 5,000 万円</b> (34.4%)
清掃総務費	15 億 3,618 万円	15 億 3,846 万円
塵芥処理費	23 億 9,433 万円	23 億 8,196 万円
し尿処理費	1億7,746万円	1 億 2,957 万円
その他	<b>61 億 5,987 万円</b> (55.6%)	<b>69 億 1,388 万円</b> (58.7%)

### (2) 清掃費の推移

年 度	清掃費	うち経常経費	うち投資的経費
平成 21 年度	111 億 0,037 万円	41 億 9,764 万円	69 億 0,273 万円
平成 22 年度	122 億 2,850 万円	37 億 7,411 万円	84 億 5,439 万円
平成 23 年度	41 億 8,007 万円	41 億 3,845 万円	4,162 万円
平成 24 年度	41 億 797 万円	41 億 797 万円	0円
平成 25 年度	40 億 5,000 万円	40 億 5,000 万円	0円

### (3) ごみ処理に要する経常経費の推移

年度	人口1人当たりの経費	一世帯当たりの経費
平成 21 年度	10,233 円	26,297 円
平成 22 年度	9,183 円	23,506 円
平成 23 年度	10,209 円	25,955 円
平成 24 年度	10,036 円	25,317 円
平成 25 年度	10,003 円	25,383 円

<sup>※</sup>ごみ処理に要する経常経費の予算額より積算

#### 3 清掃事業の概要

#### 3-1 概要

本市では、ごみ対策課でごみの収集、中央クリーンセンターで焼却、リサイクルプラザで破砕・資源選別、北部一般廃棄物最終処分場で埋立、八帖クリーンセンターでごみ処理(焼却)、し尿の収集、処理の各事業を行っています。

一般的にはあまり目立たない存在ではありますが、清潔で衛生的な環境のもとで快適な生活を営むうえには、 この清掃事業は最も重要な施策の一つです。

「ごみ」については、ごみ減量・リサイクル推進を図るため各種施策を展開しています。

#### 3-2 事業内容

#### (1) ごみ処理

全市において、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物(空き缶・空きびん、3分別)、発火性危険ごみ、有害ごみ(手鏡・水銀体温計)の分別収集、粗大ごみの有料戸別収集を行っています。また、ペットボトル、新聞・雑誌等、 蛍光管・乾電池については、回収協力店や市民センター等で拠点回収を行っています。

平成13年4月1日から粗大ごみの有料戸別収集、平成14年1月14日から容器包装リサイクル法に基づき、リサイクルを目的とした3分別(紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装)の分別収集を実施し、ごみの減量を推進しています。

平成 15 年4月からは、新たに高齢者・体が不自由な方がごみ出しが容易にできるように、自宅まで戸別収集するさわやか収集、相次ぐ不燃ごみの火災・爆発事故を防止するため発火性危険ごみ(スプレー缶、ガスボンベ、ライター等)の分別収集を開始しました。

可燃ごみは週2回、3分別は週1回、不燃ごみ、缶・びん、発火性危険ごみ、有害ごみ(手鏡・水銀体温計) は隔週1回の定期収集を実施し、生活水準の向上により、増加傾向にあるごみの排出量を抑制するため、各種 減量施策を推し進めていきます。

#### ア 可燃ごみ

八帖クリーンセンターはストーカー炉による焼却処理、中央クリーンセンターではガス化溶融処理を行っています。施設の 1 日の最大処理能力は、八帖クリーンセンターは 100 ½、中央クリーンセンターは 380 ½、各種の公害防止等に万全を期してごみ処理事業を行っています。

八帖クリーンセンター・中央クリーンセンターの処理施設では、余熱を利用して蒸気タービンによる発電を行っています。

#### イ 不燃ごみ

リサイクルプラザに搬入して、破砕処理をしています。破砕後は、資源物・可燃物・残さに選別して、資源物は再生資源業者に売却し、可燃物は中央クリーンセンターへ搬入して処理し、残さと中央クリーンセンターから発生する飛灰はダスト固化され、北部一般廃棄物最終処分場で埋立処理されます。北部一般廃棄物最終処分場は、各種の公害防止等に万全を期して埋立事業を行っています。

#### ウ 資源物(缶・びん)

収集し、缶は機械によって選別処理を行い、びんは手選別処理を行い、それぞれ再生資源業者に売却しています。

#### エ 資源物 (紙製容器包装・ペットボトル・プラスチック製容器包装)

収集し、容器包装リサイクル法で定められた方法で、選別・圧縮・梱包した後、再生資源業者に引き渡しています。また、ペットボトルの大半は、市の施設で選別の後、フレーク化され、再生資源業者に売却しています。

#### 才 拠点回収

市民の皆様が資源物を出しやすくするため、協力店舗でペットボトル(47店舗: 平成25年4月1日現在)と新聞・雑誌(8店舗: 平成25年4月1日現在)を回収しています。また、市役所、市民センター等(12か所: 平成25年4月1日現在)では、新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、古着、ペットボトル、蛍光管、乾電池を回収しています。

#### 力 集団回収

市民の皆様に積極的にごみ減量していただくために、子ども会や町内会など(380 団体:平成 25 年 10

月1日現在)による集団回収で、新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パック、古着、アルミ缶を回収していただいています。

また、ミニ拠点回収でも同様に回収しています。

#### (2) ごみ減量とリサイクル

集団回収を実施する子ども会等の団体に報償金を交付しています。また、家庭の生ごみ処理機購入に対して 補助金制度を設けています。

この他、リサイクルプラザで、家具、自転車などの再生品の展示販売、廃ガラスを利用するガラス工芸講座などを行い、毎月第4日曜日を「リサイクルの日」として、施設を一般開放して、ごみ減量・リサイクル推進の啓発活動の拠点としています。

#### (3) し尿及び浄化槽汚泥収集処理

し尿は、許可業者が定められた区域を収集し、浄化槽汚泥は、許可業者が市全域を収集しています。 収集したし尿及び浄化槽汚泥は、八帖クリーンセンターの標準脱窒素処理施設及び高度処理施設で処理し、 水質の保全に努めています。

#### (4) 公衆便所

市内 14 箇所に設置されている公衆便所の清掃管理を業者に委託して、清潔の保持に努めています。

(平成24年4月1日現在)

名称	所 在 地	構造	床面積(㎡)	建設年月
明大寺(ガード下)	明大寺町字沢田3番地1	コンクリ-ト造	14.00	平成 8年 3月
上明大寺	上明大寺町2丁目14番地1	鉄骨造	7.20	昭和 57 年 2月
康生東	康生通東1丁目10番地先	コンクリートブロック造	6.60	昭和 37 年 10 月
能見	能見町 145 番地	コンクリートブロック造	4.53	昭和 43 年 1月
伊賀	伊賀町字南郷中5番地1	コンクリートブロック造	4.95	昭和 43 年 10 月
井田	井田町字池田9番地	コンクリートブロック造	4.90	昭和 44 年 12 月
大門駅	大樹寺2丁目21番地	プレハブ式	22.00	昭和 63 年 2月
六名駅	六名新町 11 番地	プレハブ式	22.00	昭和63年 2月
西岡崎駅南側	昭和町字北浦 20 番地	プレハブ式	16.00	昭和63年 3月
西岡崎駅北側	昭和町字北浦 47 番地	プレハブ式	16.00	昭和63年 3月
岡崎駅自由通路西口	羽根町字南乾地 53 番地 1	コンクリート造	32.90	平成 2年10月
岡崎駅自由通路東口	羽根町字東荒子 126 番地	プレハブ式	22.20	平成 2年10月
東岡崎駅南	明大寺町字寺東2番地4	コンクリ-ト造	38.48	平成 11 年 3月
中岡崎駅	八帖町字往環通 142 番地 2	プレキャストコンクリート造	36.40	平成 18 年 4 月

#### (5) ごみ処理関係施設概要

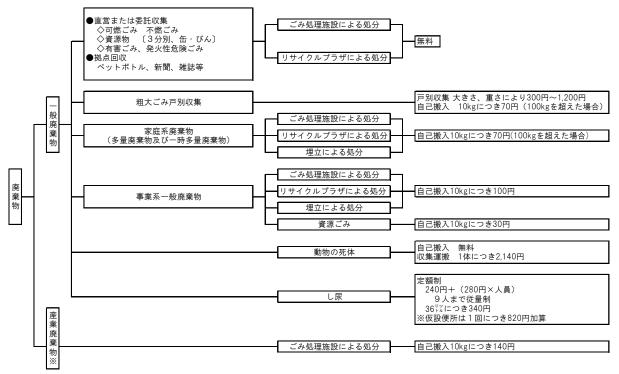
(平成25年4月1日現在)

施設名			敷地面積(㎡)	延床面積(m²)	着工	竣工	処理方法	能力
八帖 ク	ごみ焼却施設	1 号炉		5,745.25	H 5.6.23	H 8.2.26	全連続 燃焼式	100~/日
- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	却施設	2号炉	19,354.97	1,591.40	平成 23	平成 23 年休止		150~/日
	し尿処理	理施設		7,457.04	S 63.10.1	H 4.3.25	<b>※</b> 1	320kℓ/⊟
センター	ガス化溶融施設		77,831.30	14,473.87	H17.12.21	H23.6.30	シャフト炉 式ガス化溶 融	190 ʰ <sub>&gt;</sub> /日×2炉
, IJ	ごみ焼き	却施設		12,719.15	平成 23	年休止	全連続 燃焼式	120 ʰɔ/日×2炉
プラザ ルサイクル	不燃ごみ処理施設		78,252.00	4,361.53	H 5.6.23	H7.9.14		粗大不燃 70 ½/日
70							選別圧縮	缶 15 / /日
	一般廃	棄物 最終処分場	235,678.68	824.77 (事務所等)	平成 18 年	F埋立終了	_	_
最終処分場		般廃棄物 最終処分場	197,963.00	2,242.00 (事業所等)	H13.10.1	H16.3.31	準好気性 埋立方式	399,100m³
場	一般廃棄物最終 処分場(額田)		2,900.00	469.00	平成 18 年埋立終了		_	_
	旧一般廃棄物最終 処分場(額田)		900.00	_	平成 16 年	埋立終了	_	_
稲熊町!	拠点回収	所	6,569.71	495.00	H19,11,6	H19,12,25	_	_

※1 標準脱窒素処理方式砂ろ過活性炭処理凝集沈殿法オゾン処理法

### (6) ごみ処理に関する使用料及び手数料

ア 使用料及び手数料一覧 (平成 25 年 4 月 1 日現在)



※岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第8条第3項で規定するものに限る。

### イ ごみ処理手数料の経緯

		廃棄物の g及び処分		用廃棄物 棄物の処分	動物死体0	D焼却処分	事業系廃葬	(東物の処分
年度	ごみ処理施設	埋立により	ごみ処理施設	埋立により	ごみ処理施設	埋立により	ごみ処理施設	埋立により
	により処分	処分する	により処分	処分する	により処分	処分する	により処分	処分する
	する場合	場合	する場合	場合	する場合	場合	する場合	場合
昭和47年	1tにつき	1tにつき	1tにつき	1tにつき	1体につき	1体につき	1tにつき	1tにつき
	3, 500円	2, 500円	2,000円	500円	300円	100円	2,500円	1,000円
昭和49年	100kgにつき	1tにつき	100kgにつき	1tにつき	1体につき	1体につき	100kgにつき	1tにつき
	350円	2,500円	200円	500円	300円	100円	400円	1,000円
昭和51年	100kgにつき	1tにつき	100kgにつき	1tにつき	1体につき	1体につき	100kgにつき	1tにつき
	560円	4, 200円	320円	1,000円	1,300円	300円	400円	2,000円
昭和53年	100kgにつき	100kgにつき	100kgにつき	100kgにつき	1体につき	1体につき	100kgにつき	100kgにつき
	560円	420円	320円	100円	1,300円	300円	400円	200円
昭和57年	100kgにつき 800円	100kgにつき 600円	100kgにつき 400円	100kgにつき 150円	1体につき 2,000円	_	100kgにつき 500円	100kgにつき 250円
平成元年	100kgにつき 820円	100kgにつき 620円	100kgにつき 410円	100kgにつき 150円	1体につき 2,060円	_	100kgにつき 520円	100kgにつき 260円
平成5年	100kgにつき	100kgにつき	100kgにつき	100kgにつき	1体につき	_	100kgにつき	100kgにつき
5月1日	1, 200円	1,200円	500円	500円	2, 100円		600円	600円

			一般原	<b>廃棄物</b>			動物の死体	事業系廃棄物			
	一時多量	廃棄物の収集、運搬	及び処分	多量廃棄	長物 一時多量廃棄物	『の処分	20 M 45 YO H.				
年度	ごみ焼却施設	リサイクルプラザ	埋立により	ごみ焼却施設	リサイクルプラザ	埋立により	収集、運搬	ごみ焼却施設	リサイクルプラザ	埋立により	
	による処分	により処分を	処分をする	により処分を	により処分を	処分をする	をして処分	により処分を	により処分を	処分をする	
	をする場合	する場合	場合	する場合	する場合	場合	する場合	する場合	する場合	場合	
平成7年	100kgにつき	100kgにつき	100kgにつき	100kgにつき	100kgにつき	100kgにつき	1体につき	100kgにつき	100kgにつき	100kgにつき	
4月1日	1,200円	1, 200円	1,200円	500円	500円	500円	2, 100円	600円	600円	600円	
平成9年	100kgにつき	100kgにつき	100kgにつき	100kgにつき	100kgにつき	100kgにつき	1体につき	100kgにつき	100kgにつき	100kgにつき	
4月1日	1,220円	1, 220円	1,220円	510円	510円	510円	2, 140円	610円	610円	610円	

					動物の死体	事業系廃棄物					
	一時多量	廃棄物の収集、運搬	及び処分		多量廃棄物 一時多	量廃棄物の処分					
年度	ごみ焼却施設 による処分 をする場合	リサイクルプラザ により処分を する場合	埋立により 処分をする 場合	ごみ焼却施設 により処分を する場合	リサイクルプラザ により処分を する場合	埋立により 処分をする 場合	資源ごみ	収集、運搬 をして処分 する場合	ごみ焼却施設 により処分を する場合	リサイクルプラザ により処分を する場合	埋立により 処分をする 場合
平成10年	100kgにつき	100kgにつき	100kgにつき	100kgにつき	100kgにつき	100kgにつき	100kgにつき	1体につき	100kgにつき	100kgにつき	100kgにつき
4月1日	510円	510円	510円	780円	780円	780円	260円	2, 140円	1,050円	1,050円	1,050円
平成16年	10kgにつき	10kgにつき	10kgにつき	10kgにつき	10kgにつき	10kgにつき	10kgにつき	1体につき	10kgにつき	10kgにつき	10kgにつき
1月1日	51円	51円	51円	78円	78円	78円	26円	2, 140円	105円	105円	105円
平成23年	10kgにつき	10kgにつき	10kgにつき	10kgにつき	10kgにつき	10kgにつき	10kgにつき	1体につき	10kgにつき	10kgにつき	10kgにつき
4月1日	70円	70円	70円	100円	100円	100円	30円	2, 140円	140円	140円	140円

### ウ し尿くみ取り手数料の経緯

経緯年月日	規定量	料 金
昭和 37 年2月1日	270につき	35円
昭和 47 年4月1日	360につき	100円
昭和 49 年7月1日	360につき	150円
四和 50 年1日1日	定額制	100円+(140円×人数)
昭和 50 年1月1日	従量制	360につき 150円
昭和 52 年5月1日	定額制	130 円+(170 円×人数)
四和 32 平3月 I □	従量制	360につき 180 円
四和 55 左5日1日	定額制	160円+(200円×人数)
昭和 55 年5月1日	従量制	360につき 210 円
四和60年4日1日	定額制	200 円+(240 円×人数)
昭和 60 年4月1日	従量制	360につき 250 円
平成 元年7月1日	定額制	210 円+(250 円×人数)
平成 九平7月1日	従量制	360につき 260 円
平成 5年5月1日	定額制	240 円+(270 円×人数)
平成 5年5月1日	従量制	360につき 330 円
	定額制	240 円+(270 円×人数)
平成 6年5月1日	従量制	360につき 330 円
		※仮設便所の場合は、1便槽1か所につき 800 円加算する
	定額制	240円+(280円×人数)
平成 9年4月1日	従量制	360につき 340円
	化主则	※仮設便所の場合は、1便槽1か所につき 820 円加算する

### 3-3 清掃事業の推移

年 度	内											
昭和 27	汚物(L尿)汲取処理業2社契約											
28	道路散水業務開始(散水車2台)											
20	清掃法施行(汚物(し尿)汲取処理業2社 契約から許可)											
29	稲熊ごみ焼却場建設(自然通風式)											
30	岡崎市清掃条例施行規則公布											
32	汚物(し尿)取扱業1社許可											
34	特別清掃区域を拡大し5清掃区に分け週1回の定期収集実施											
04	道路清掃班を設置											
36	汚物(し尿)取扱業4社許可											
	市公共施設し尿くみとり直営実施											
38	下水処理場完成(16,000m³/日)											
39	ごみ焼却場完成(150t/日)											
	コンクリートごみ箱を廃止し、ポリ容器普及											
40	機構改革により衛生課から独立衛生センターとなり2係設置											
	し尿処理場完成(消化方式 100k@/日)											
41	衛生センター竣工式(管理棟·ごみ焼却場・し尿処理場)											
42	市内中心部のごみ夜間収集開始											
43	ごみ収集にステーション方式実施 											
	可燃物週2回、不燃物週1回の定期収集実施											
	散水業務道路清掃を土木課に移管											
44	田口不燃物埋立場埋立開始											
	衛生センター3係となる											
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布 											
45	田口不燃物埋立場埋立終了											
	西阿知和不燃物埋立場埋立開始											
46	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、施行規則公布											
	衛生センター4係となる											
	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同施行規則公布											
47	衛生センター6係となる											
	西阿知和不燃物埋立場埋立終了 											
	米河内不燃物埋立場埋立開始											
48	第2ごみ焼却場完成(150t/日)											
46	ごみ計量開始(焼却場) 											
	額田・幸田広域ごみ処理開始											
	粗大ごみ収集実施 第21 民加州提売 式(融ル 古 計 150kg / ロ )											
49	第2し尿処理場完成(酸化方式 150kℓ/日) 											
	- 第1ごみ焼却場へ電気集塵器取付											
	第1この焼却場へ电丸果座器取り 衛生センター7係となる											
50	第2ごみ焼却場へ電気集塵器取付											
51	第2この別別場へ電気集隆部取り											
JI	再上 レンノ											

年 度	内容
	全国都市清掃会議北陸東海地区総会岡崎市で開催
昭和 52	
	ごみ計量業務委託(焼却場)
53	
	才栗不燃物埋立場へコンパクタ導入
54	し尿処理場汚泥焼却設備増強
54	
	粗大ごみ収集を民間に委託(組合)
	 粗大ごみ再利用品無料配布展示会開催
55	ごみ焼却場処理施設、排ガス処理施設設置工事
	し尿処理場悪臭防止工事施工
	名称が清掃センターとなる
	岡崎市清掃協会設立
	粗大ごみ収集を岡崎市清掃協会に委託
56	祝日にごみ収集実施
56	ごみ焼却場悪臭防止工事施工
	し尿処理施設排水処理施設工事完成
	し尿処理施設排水処理施設業務委託
	温水余熱利用養魚槽設置工事完成
	清掃センター2課6係となる
	し尿処理施設、貯留槽増設及び本曝気槽改造工事施工
57	ごみ夜間収集業務一部地域の廃止
	ごみ焼却炉余熱利用ガラス工芸施設工事完成
	粗大ごみ再利用品無料配布展示会開催
58	一般廃棄物最終処分場(才栗町字霧ヶ洞)建設開始
30	ごみ焼却炉余熱利用ガラス工芸開始
	下水処理場汚水調整池最終沈殿池完成
59	岡崎市一般廃棄物最終処分場完成(才栗町字霧ヶ洞)
	有害ごみ収集開始(乾電池)粗大ごみステーションで回収
	汚水調整池用地等下水道維持課から移管
60	旧中央クリーンセンター(高隆寺町)建設開始
	岡崎市一般廃棄物最終処分場埋立開始
61	清掃センター2課7係となる
01	才栗不燃物埋立場埋立終了(才栗町字流石)
62	し尿処理施設実施設計
	全国都市清掃会議北陸東海地区協議会総会岡崎市で開催
63	し尿処理施設建設事業開始(昭和 63~平成3年)
	旧中央クリーンセンター完成(焼却施設:240t/日)(高隆寺町)

年 度	内容										
	衛生課2係・八帖クリーンセンター3係 中央クリーンセンター3係に機構改革										
平成 元											
	し尿及びごみ処理相互援助に関する協定書締結										
	一般廃棄物最終処分場2期工事(埋立)										
2											
	し尿処理施設完成(320k@/日)										
3											
	生ごみ堆肥化装置購入補助制度										
4											
	 資源ごみ集積場設置										
	八帖クリーンセンターごみ焼却施設(1号炉)建設開始										
	リサイクルプラザ(旧中央クリーンセンター内)建設開始										
_	岡崎市廃棄物減量等推進審議会条例制定(平成6年4月1日施行)										
5	空き缶プレスカー増車(1台計2台)										
	全国都市清掃会議北陸東海地区協議会廃棄物処理実務研修会岡崎で開催										
	岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正										
	岡崎市廃棄物減量等推進審議会設置(委員 16 名)										
6	岡崎市廃棄物減量等推進審議会に一般廃棄物処理基本計画に関する事項の諮問・答申										
	ごみモデル地区(2地区計8地区)										
	一般廃棄物最終処分場3期工事(埋立)										
	衛生課を生活環境課に課名変更 (課3係・八帖クリーンセンター3係・中央クリーンセンター3係)に機構改革										
	(株の株・八幅グリーグ ピグメーの株・中央グリーグ ピグメー 3 株川に機構以半 岡崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・規則を岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例・										
	規則に改正(平成7年4月1日施行)										
	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行										
	岡崎市清掃協会を岡崎市リサイクル協会に名称変更										
	岡崎市廃棄物減量推進員設置(41 名に委嘱)										
7	岡崎市ごみ減量推進員設置										
,	岡崎市資源回収事業報償金制度開始(4月)										
	リサイクルプラザ完成(旧中央クリーンセンター内:粗大・不燃ごみ破砕施設等)										
	リサイクルの日開始										
	一般廃棄物処理基本計画告示										
	不燃ごみを、毎週1回収集から隔週1回収集に変更(10月)										
	空き缶・空きびん分別収集開始(隔週 1 回収集)(10 月)										
	八帖クリーンセンターごみ焼却施設完成(1 号炉)(100t/日)										
	一部機構改革(八帖クリーンセンター2係) 										
8	ごみ減量・リサイクル活動奨励金制度										
	岡崎市分別収集計画策定										
9	一部機構改革(中央クリーンセンターに安全教育係設置)										

年 度	内										
	機構改革(班体制)										
<b>—</b> 15 4 6											
平成 10											
	電動式生ごみ堆肥化装置補助開始										
11	新聞、雜誌拠点回収開始(8月)										
12	ごみ袋透明化開始(4月)										
	粗大ごみ戸別収集開始(4月)										
	蛍光管·乾電池の回収協力店方式と拠点回収開始(4月)										
	 生活環境課をごみ対策課に課名変更(4月)										
13											
	3分別(紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装)の分別収集開始(隔週1回収集)(1月)										
	指定袋制開始(1月)										
	北部一般廃棄物最終処分場建設開始 (平成 13 年~)										
	八帖ごみ処理施設(2号炉)ダイオキシン対策工事施工										
14	八帖ごみ処理施設(2号炉)ダイオキシン対策工事完了										
	一部機構改革(中央クリーンセンターにリサイクル推進班設置)										
	さわやか収集開始(4月実施)										
	発火性危険ごみ収集開始(隔週1回収集)(4月試行7月実施)										
15	3分別を毎週 1 回収集に変更(7月)										
	資源回収事業ミニ拠点回収方式開始(9月)										
	事業系ごみの古紙類の搬入規制開始(10月)										
	資源有効利用促進法に基づき家庭系パソコンの回収・リサイクルが始まる										
	一部機構改革(埋立2班設置) 										
16	家庭系パソコン搬入規制開始(4月完全実施)										
	びん手選別開始(4月) 										
	北部一般廃棄物最終処分場完成(5月)										
	夜間収集の廃止(5学区 25 町内 1,737 世帯)										
	一部機構改革(ごみ対策課総務班を環境総務課総務班へ統合)										
	ペットボトル粉砕処理開始(旧中央クリーンセンター内)(10 月)										
	額田町合併による収集開始(1月)										
17	合併に伴い額田町一般廃棄物最終処分場の継続使用開始(1月)										
	北部一般廃棄物最終処分場埋立開始(1月) 										
	中央クリーンセンター(ガス化溶融施設:板田町)建設造成工事着手										
	岡崎市廃棄物減量等推進審議会を岡崎市環境審議会に統合(1月)										
	岡崎市一般廃棄物最終処分場(才栗町霧ヶ洞)の埋立終了(3月)										
	岡崎市リサイクル協会の解散(3月末日)										
	一部機構改革(リサイクル推進班を中央クリーンセンターからごみ対策課へ) 一般廃棄物最終処分場(額田)の埋立終了(12 月)										
18	環境拠点整備工事(1月~3月)										
	一般廃棄物処理基本計画(案)に対する市民からの意見を募集(2月~3月)										

年 度	内容
	中央クリーンセンター建設工事請負契約を締結(6月)
平成 19	指定ごみ袋形状変更(10月)
平成 19	稲熊町拠点回収所完成(2月)
	一般廃棄物処理基本計画告示
	機構改革(八帖クリーンセンターと中央クリーンセンターを部に属する公所へ)
	し尿直営収集の廃止(4月)
20	指定可燃ごみ袋の規格追加(特小サイズ)(12月)
	空き缶プレスカーの廃止(12月)
	認証レジ袋制度の廃止(2月)
	レジ袋有料化(無料配布中止)制度開始(3月)
	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部改正(粗大ごみ戸別収集手数料の改正)(4
	月)
	家電リサイクル法施行令の改正(薄型テレビ・衣類乾燥機の品目追加)(4月)
21	家電リサイクル法に係るメーカー指定引取場所の共有化(10月)
	高年者センター(美合町)で拠点回収の開始(12月)
	消火器リサイクルシステムの開始(1月)
	稲熊町拠点回収所の拠点回収を週2日に変更(3月)
	生ごみ処理機器購入補助制度改正(補助金額を変更)(4月)
	中央クリーンセンター ガス化溶融施設の試運転開始(11 月)
	災害時における廃棄物の収集運搬業務に関する協定を締結(11月)
22	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正(一般廃棄物処理手数料を改定。平成
22	23 年 4 月施行)(12 月)
	硬質プラスチック類の分別区分を不燃ごみから可燃ごみへ変更(2月)
	可燃ごみ・不燃ごみ指定袋の規格(デザイン)変更(2月)
	一部機構改革(ごみ対策課リサイクル推進班を廃止)(3月)
	旧中央クリーンセンター焼却施設(高隆寺町)、八帖クリーンセンター焼却施設2号炉を休止(3
	月)
	旧中央クリーンセンターの名称を「リサイクルプラザ」に変更(4月)
23	中央クリーンセンター ガス化溶融施設竣工(板田町)(6月)
20	外国人向け分別啓発用DVD作成(8月)
	中央クリーンセンターにて、小型家電の選別、回収を開始(1月)
	生ごみ処理機購入補助制度改正(電動生ごみ処理機の補助制度を引き上げ)(4月)
24	岡崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の一部改正(資源ごみの持去り禁止に関する条項
	を規定。平成 25 年 4 月施行)(12 月)
25	ごみ対策課・中央クリーンセンター組織改正及びごみ対策課事務所をリサイクルプラザへ移転(4
20	月)

# 3-4 ごみ関係統計

## (1) ごみ・資源物収集・搬入量

(単位:トン)

								市内分								幸田町分									
区分				į	ごみ				資源物					ごみ			資源物	]		合計					
年度	家庭系		<b>尼庭系</b>		家庭系		事業系			計		家原	至系		事業系	計	計	可燃 ごみ	不燃 ごみ	計	缶 びん	計			
	可燃 ごみ	不燃 ごみ	その他	小計	可燃 ごみ	不燃 ごみ	小計	āΤ	缶 びん	3分別 (ステー ション 回収)	拠点 回収	小計	缶 びん	āT		ごみ	ごみ	п	びん		ごみ	資源物	合計		
20	71,571	9,036	412	81,019	39,396	2,504	41,900	122,919	2,774	5,146	5,973	13,893	114	14,007	136,926	6,839	161	7,000	7	7,007	129, 919	14, 014	143, 933		
21	69,574	8,531	387	78,492	36,283	1,973	38,256	116,748	2,501	4,898	5,444	12,843	112	12,955	129,703	6,449	162	6,611	2	6,613	123, 359	12, 957	136, 316		
22	68,610	7,408	407	76,425	35,705	1,552	37,257	113,682	2,484	4,705	5,321	12,510	96	12,606	126,288	6,566	158	6,724	0	6,724	120, 406	12, 606	133, 012		
23	71,460	6,536	530	78,526	36,176	1,719	37,895	116,421	2,430	4,374	5,004	11,808	102	11,910	128,331	6,679	147	6,826	0	6,826	123, 247	11, 910	135, 157		
24	72,329	5,924	514	78,767	36,651	1,396	38,047	116,814	2,402	4,107	4,752	11,261	70	11,331	128,145	6,820	129	6,949	0	6,949	123, 763	11, 331	135, 094		

※その他…蛍光管、乾電池等

(単位:トン) ① 可燃ごみ内訳

		家原	<b>连系</b>			事業系					
区分	収算	<b>集分</b>			自己搬入等	=		++1	+	<b>∧</b> =1	
年度	直営 収集分	委託 収集分	家庭系	減免分	事業系 許可 業者		その他	市内分計	幸田町	合計	
20	66,290	1,007	3,976	298	6,975	27,898	4,523	110,967	6,839	117,806	
21	63,676	1,055	4,499	344	6,866	26,440	2,977	105,857	6,449	112,306	
22	63,062	1,057	4,286	205	6,716	26,292	2,697	104,315	6,566	110,881	
23	65,372	1,134	4,617	337	6,100	27,357	2,719	107,636	6,679	114,315	
24	66,404	1,180	4,574	171	5,311	29,034	2,306	108,980	6,820	115,800	

※ その他…公所等

② 不燃ごみ内訳 (単位:トン)

		家原	<b></b> 至系			事業系		++ / =			
区分	収算	<b>集分</b>			自己搬入等	Ē			+	∧ <del>=</del> i	
年度	直営 収集分	委託 収集分	家庭系	減免分	事業系	許可 業者	その他	市内分計	幸田町	合計	
20	4,974	108	2,768	1,186	245	273	1,986	11,540	161	11,701	
21	4,101	110	2,937	1,383	206	229	1,538	10,504	162	10,666	
22	3,835	100	3,057	416	154	177	1,221	8,960	158	9,118	
23	3,326	79	2,240	891	104	203	1,412	8,255	149	8,404	
24	3,193	84	2,284	363	51	188	1,157	7,320	129	7,449	

※ その他…公所等

### ③ 資源物(缶)内訳

3	資源物(	缶)内訳		(単位:トン)						
		家庭	系			事業系				
区分	収集	分	自己搬入等					<b>+</b> + // =	+ 四 叶	۸ - ۱
年度	直営 収集分	委託 収集分	家庭系	減免分	事業系	許可 業者	公所	市内分計	幸田町	合計
20	621	20	0	0	0	0	5	646	0	646
21	528	20	0	0	0	0	4	552	0	552
22	522	20	0	0	0	0	4	546	0	546
23	508	18	0	0	0	0	3	529	0	529
24	504	18	0	0	0	1	3	526	0	526

#### ② 資源物(パム)内訳

4	資源物(	資源物(びん)内訳 (単位:トン)											
		家庭	系			事業系							
区分	収集	分	自己搬入等					<del></del>	+	A = I			
年度	直営 収集分	委託 収集分	家庭系	減免分	事業系	許可 業者	公所	市内分計	幸田町	合計			
20	2,025	63	0	45	2	98	9	2,242	7	2,249			
21	1,851	61	0	42	1	100	6	2,061	2	2,063			
22	1,841	63	0	38	2	84	6	2,034	0	2,034			
23	1,808	59	0	37	3	91	5	2,003	0	2,003			
24	1,797	47	0	36	5	58	3	1,946	0	1,946			

### ⑤ 資源物(3分別)内訳

区分	紙製容器包装		ペットボトル	•	ノフムナック製谷器包 装	合計	
年度	(委託収集)	直営収集分	委託収集分	小計	表 (委託収集)		
20	1,726	717	13	730	2,690	5,146	
21	1,658	665	14	679	2,561	4,898	
22	1,567	655	14	669	2,469	4,705	
23	1,445	631	14	645	2,284	4,374	
24	1,354	561	17	578	2,175	4,107	

### ⑥ 蛍光管、乾電池

区分

年度 20

21

22

23

24

使用済

蛍光管

69

68 67

66

65

使用済 乾電池	合計
106	175
106	174
100	167

99

94

(単位:トン)

165

159

### ⑦ 粗大ごみ戸別収集 (単位:トン)

(単位:トン)

区分 年度	粗大ごみ (戸別収集)
20	237
21	213
22	240
23	365
24	355

### ⑧ 拠点回収

区分		回収量								
年度	新聞	雑誌	ダンボール	牛乳パック	古着	ペットボトル	その他			
20	2,958	1,679	824	20	256	236	0	5,973		
21	2,602	1,574	779	18	227	244	0	5,444		
22	2,547	1,489	769	18	236	246	16	5,321		
23	2,367	1,411	738	17	225	233	13	5,004		
24	2,209	1,318	717	15	199	288	6	4,752		

<sup>※ 「</sup>その他」は、年末拠点回収の紙製容器包装、プラスチック製容器包装

### (2) ごみ処理量

### ① 焼却量(搬入分)

	八帖ク	フリーンセ	ンター	旧中央クリーンセンター			現中央クリーンセンター			
区分 年度	直接 受入分	その他 (他施設の 処理残さ)	計	直接 受入分	その他 (他施設の 処理残さ)	計	直接 受入分	その他 (他施設の 処理残さ)	計	合計
20	55,525	2,719	58,244	62,281	2,299	64,580	_	_	_	122,824
21	50,769	3,752	54,521	61,537	2,967	64,504		_		119,025
22	43,550	2,723	46,273	50,220	1,663	51,883	17,111	1,524	18,635	116,791
23	27,936	1,710	29,646	_	_	_	86,379	6,354	92,733	122,379
24	28,871	1,386	30,257		_	_	86,929	6,228	93,157	123,414

#### ② 資源化量

区分 年度	収集· 搬入分	拠点回収 (古紙類 ·古着)	集団回収分	スラグ ·メタル	合計
20	10,009	5,737	12,227	_	27,973
21	9,383	5,200	11,469	_	26,052
22	8,826	5,059	11,281	1,205	26,371
23	8,319	4,758	10,841	10,510	34,428
24	8,228	4,458	10,533	11,328	34,547

<sup>(</sup>単位:トン) **③ 埋立量** (単位:トン)

区分 年度	直接 埋立分	ごみ 処理灰	し尿 焼却灰	破砕残さ	合計
20	3,218	17,870	83	2,763	23,934
21	3,074	17,054		2,601	22,729
22	1,847	14,198		2,491	18,536
23	2,475	4,313		2,264	9,052
24	1,686	3,675	_	2,170	7,531

### 【詳細】

#### ●資源化量(収集·搬入分)内訳

(単位:トン)

(単位:トン)

区分年度	缶プレス	破砕金属	発火性 金属	その他金 属	生きびん	カレット	紙製容器 包装	ペットボトル	プラスチック 製容器包装	小型家電	合計
20	552	835	82	1,024	114	2,134	1,679	911	2,678	_	10,009
21	539	698	82	942	96	2,051	1,536	886	2,553	_	9,383
22	523	565	78	814	89	1,978	1,409	887	2,483	_	8,826
23	494	442	80	788	77	1,974	1,288	837	2,293	46	8,319
24	511	352	79	796	69	1,917	1,260	831	2,153	260	8,228

#### ●ペットボトル資源化量 内訳 (単位:トン)

区分 年度	指定法人ルート	独自ルート	合 計
20	143	768	911
21	240	646	886
22	140	747	887
23	128	709	837
24	124	707	831

※古紙類・古着以外に、年末の拠点回収での紙製容器包装、プラスチック製容器包装を含む。

<sup>※ 「</sup>資源回収」分にはミニ拠点回収分を含む。

<sup>※</sup> 平成 21 年度より、し尿処理施設における し尿処理後物の焼却を廃止。

#### (3) ごみ減量・リサイクル啓発活動

### ① 集団回収 実績及び報奨金交付状況

資源回収(子供会等による集団回収)

区分				又 量 ::トン)	合計	報奨金単 価	報奨金額 (単位:円)	団体数		
年度	新聞	雑誌	ダンボール	牛乳パック	古着	古着アルミ缶 (円/トン)			※均等割含む	E IT XX
20	7,452	2,506	1,510	108	372	93	12,041	5,000	60,946,720	372
21	6,836	2,401	1,546	106	348	100	11,337	5,000	57,437,285	372
22	6,797	2,283	1,557	103	333	97	11,170	5,000	56,597,385	375
23	6,497	2,233	1,505	96	317	94	10,742	5,000	54,477,275	383
24	6,357	2,108	1,511	90	285	89	10,440	5,000	52,964,830	382

#### ② ミニ拠点回収実績及び報奨金交付状況

区分	回 収 量 (単位:kg)							報奨金単価 報奨金単価 報			拠点数
年度	新聞	雑誌	ダンボ ール	牛乳 パック	古着	アルミ缶	合 計	従量割 (円/kg)	均等割 (単位:円)	(単位:円)	拠局数
20	103,995	44,371	28,569	1,162	6,978	923	185,998	2.0	6,400	915,996	7
21	71,340	31,022	23,596	799	4,737	917	132,411	2.0	6,400	808,822	7
22	60,445	25,057	21,094	715	2,868	856	111,035	2.0	6,400	778,870	8
23	52,281	22,265	19,777	702	2,645	752	98,422	2.0	6,400	817,644	8
24	49,036	20,821	18,549	462	2,835	849	92,552	2.0	6,400	805,904	8

#### ③ 生ごみ処理機器購入補助実績

年度	申請件数	コンポスト等	密閉容器	電動式	合計設置基数	補助金額
十茂	(件)	(基)	(基)	(基)	(基)	(円)
20	359	97	109	206	412	4,445,372
21	332	115	135	151	401	3,431,819
22	276	99	101	109	309	2,220,130
23	176	62	77	67	206	1,409,943
24	215	59	69	112	240	3,010,481

### ④ リサイクルの日実績(平成23年度)

入場者数2,373 名サンドブラスト利用者590 名吹きガラス利用者57 名

再生家具販売数114 点 (1,055 件)再生自転車販売数152 点 (1,332 件)

### ⑤ 環境推進事業ポスターコンクール (ごみ減量部門)

・小学校、中学校の自由応募

提出校数 43 校 (小学校 35 校、中学校 8 校) 参加者数 482 名 (小学生 457 名、中学生 25 名)

特別賞2名入選18名

### 3-5 ごみ質分析

#### (1) ごみステーション(ごみ集積所・家庭系)ごみ質分析

① 可燃ごみ

(重量比率%) ② 不燃ごみ

(重量比率%)

	草・剪定くず	11.9
二	生ごみ	29. 4
可燃ごみ 78.2%	軟らかいプラスチック類	0.6
10. 2 /0	硬いプラスチック類	0.7
	その他	35. 6
	紙製容器包装	2.5
資源物	古紙類	10.7
貝 <i>赤 初</i> 20.9%	古着	2.9
20. 370	プラスチック製容器包装	4. 5
	ペットボトル	0.3
不燃ごみ 0.9%	不燃ごみ	0.9

不燃ごみ	金属類	11.3
小燃こみ 51.8%	小型家電	4.7
31.070	その他	35.8
	プラスチック製容器包装	3.8
資源物	ペットボトル	0.4
19.5%	空き缶	4.0
	空きびん・生きびん	11. 3
可燃ごみ	軟らかいプラスチック類	0.7
円派こみ 27.3%	硬いプラスチック類	16. 2
21.070	その他	10.4
有害・	有害ごみ	0.6
発火性 1.4%	発火性危険ごみ	0.8

- ※ 平成24年ステーション分析結果{年4回実施(旧岡崎市内を四分割した各1回)の平均}
- ※ 可燃ごみ約800kgを1回の調査で分析。

### (2) ごみ処理施設可燃ごみ質分析

# ① 八帖クリーンセンター内分析結果平均

(重量比率%)

	紙・布類	50.3
ごみの	ビニール・合成樹脂・ ゴム・皮革類	21.2
種	木・竹・わら類	17.3
類 組	ちゅう芥類	6.3
成	不燃物類	2.5
	その他(5mmフルイ通過分)	2.4
3 ご	水分	39.6
成み	灰分	5.5
分の	可燃物	54.9

### ② 中央クリーンセンター内分析結果平均

(重量比率%)

	紙・布類	45.6
ごみの	ビニール・合成樹脂・ ゴム・皮革類	24.7
種	木・竹・わら類	22.4
類 組	ちゅう芥類	3.0
成	不燃物類	1.4
	その他(5mmフルイ通過分)	2.9
3 ご	水分	39.5
成み	灰分	4.8
分の	可燃物	55.7

#### 3-6 し尿関係統計

・ 八帖クリーンセンターし尿処理量(し尿・浄化槽汚泥・清掃汚泥別)

(単位: k I)

	直営分					
区分	市直営分	<sub>士克觉(2</sub> 許可業者		公共委託	合計	
年 度	印色名为	スタイプ し尿 浄化槽汚泥 清掃汚泳 ファイス カイス オイス オイス カイス オイス カイス オイス オイス オイス オイス オイス オイス オイス オイス オイス オ		清掃汚泥		
20	23	5,365	68,922	244	74,554	
21	ı	4,434	61,343	201	65,978	
22	ı	4,321	55,243	106	59,670	
23	1	3,635	52,406	140	56,181	
24	_	3,523	46,831	103	50,457	

- ※ 平成20年度からの直営収集を廃止。
- ※ 平成20年度市直営分は、北部一般廃棄物最終処分場の仮設トイレ分。
- ※ 公共委託とはクリーンセンターから出る汚泥処理業務委託。

### 4 岡崎市の自然環境

### 4-1 天然林面積

(単位:ヘクタール)

				(+12 / / // // //			
年度	森林面積	天然林面積					
年 度 		針葉樹(マツ類)	広葉樹	計			
平成 19 年度	23,318	2,483	6,589	9,072			
平成 20 年度	22,428	2,480	6,584	9,064			
平成 21 年度	22,416	2,477	6,580	9,057			
平成 22 年度	22,381	2,462	6,572	9,034			
平成 23 年度	22,378	2,462	6,572	9,034			

資料:「西三河の森林と林業」(愛知県西三河農林水産事務所発行)

※ヘクタール未満を四捨五入しているため、内計と計は一致しないことがあります。

### 4-2 おかざき自然体験の森

	総入場者数				
年度	(人)	実施回数	市民活動団体	岡崎市	参加人数 (人)
平成 20 年度	18,995	216	156	60	2,258
平成 21 年度	19,287	200	136	64	2,472
平成 22 年度	18,672	193	147	46	2,183
平成 23 年度	17,668	160	104	56	1,888
平成 24 年度	16,528	193	133	60	2,315

平成 14 年 10 月 1 日 正式開設: 自然体験型環境教育プログラム提供公開面積 約 41.0 ヘクタール(全体区域面積 約 103.7 ヘクタール)

### 4-3 公園緑地供用面積

年度 (平成)	区分	総数	街区 公園	近隣 公園	地区公園	総合公園	運動公園	特殊公園	広域 公園	緑地	緑道	市域に 対する 割合(%)	市民 一人当り 公園面積(㎡)
20	箇所数	217	155	18	2	2	_	5	1	27	7	_	_
20	面積(ターク)	371.68	41.53	29.83	7.90	41.70	1	47.70	104.50	95.08	3.44	0.96	10.12
0.1	箇所数	220	157	18	2	2	ı	5	1	28	7	_	_
21	面積(ターク)	373.59	41.77	29.83	7.90	41.70	-	47.70	104.50	96.75	3.44	0.96	10.18
00	箇所数	230	164	20	2	2	ı	5	1	28	8	_	_
22	面積(ターク)	400.43	43.38	35.09	7.90	41.71	1	47.70	104.50	116.75	3.40	1.03	10.77
00	箇所数	232	166	20	2	2	_	5	1	28	8	_	_
23	面積(タール)	400.91	43.86	35.09	7.90	41.71	-	47.70	104.50	116.75	3.40	1.04	10.76
24	箇所数	233	167	20	2	2	_	5	1	28	8	_	_
24	面積(ターク)	405.08	43.92	35.09	7.90	41.71	_	49.58	106.90	116.58	3.40	1.05	10.81

市民一人当り公園面積 (㎡) は都市計画区域内 特殊公園:風致公園・歴史公園・墓園など

#### 4-4 自然環境保護

	指 定 区 分	法令等	該 当 区 分
	特別地域 特別保護地区 海中公園地区 利用調整地区 普通地域	自然公園法	三河湾国定公園 第3種特別地域 287 ヘクタール 鉢地町、山綱町、桑谷町
自然公園地域	特別地域 特別保護地区 海中公園地区 利用調整地区 普通地域		
	一要知県立   一特別地域   一利用調整地区   自然公園   一	愛知県立自然公園条例	本宮山県立自然公園 第3種特別地域 1,450 ヘクタール 普通地域 207 ヘクタール 切山町、千万町町、石原町、 東河原町、雨山町、大代町
自然環境保全地域	特別地域 野生動植物 保護地区 保全地域 普通地域	自然環境保全法	該当なし
	愛知県 自然環境 保全地域 一普通地域 日無護地区	自然環境保全及び緑化 の推進に関する条例	茅原沢自然環境保全地域 14.36 ヘクタール 山中八幡宮自然環境保全地域 5.5 ヘクタール

#### 4-5 自然公園

#### (1) 三河湾国定公園

指定年月日:昭和33年4月10日

区 域:岡崎市・蒲郡市・豊橋市・田原市・美浜町・南知多町・一色町・吉良町・幡豆町・幸田町の各一部

主要利用地区:遠望峰山・宮路山・岩屋寺・内海海岸・南知多ビーチランド・鵜の池・羽豆岬、吉良温泉、猿ケ島・

三ケ根山・蒲郡海岸・竹島・西浦温泉・形原温泉・三谷温泉・大恩寺・蔵王山・伊良湖岬・日出の

石門・伊良湖国民休暇村・伊川津・吉湖の貝塚等

概要:本公園は、愛知県の南部に位置し、知多半島と渥美半島に囲まれた三河湾を中心に、南知多、蒲郡、渥美半島及び湾内に浮かぶ島々を包含する海岸景観の休養地域です。湾内を中部地方から九州の西端に及ぶ中央構造線を境に内帯と外帯に区分された地質学的要素に恵まれています。気候

は海洋性を帯び、年間平均気温は15~16度で比較的変化が少なく全般に温和です。

#### (2) 本宮山県立自然公園

指定年月日:昭和44年3月14日

区域:岡崎市・豊川市・新城市の各一部

主要利用地区:闇苅渓谷・本宮山・観音山・巴山・雁峰山

概 要:本公園は、本宮山の山地景観と、本宮山山麓の乙川の水源となっている闇苅国有林の渓谷景観、

及び寒狭川の渓流景観からなっています。殊に本宮山は山姿も秀麗であり、山稜部は展望にすぐ

れています。またシダ類を始めとする植物の宝庫でもあります。

#### 4-6 愛知県茅原沢自然環境保全地域の保全計画(昭和59年3月28日指定)

#### (1) 指定理由

本地域は、男川と乙川の合流点付近に位置し、標高 40mの川岸から 110mの尾根の間にはアラカシを主とする 常緑広葉樹林及びコナラ等の落葉広葉樹林が成立しています。

これらの林内には、県内稀産の種であるヒメシャラ、オオズミ、ムヨウラン、アケボノシュスラン、ギンリョウソウ、アキノギンリョウソウなど数多くの種が生育し、県内でも貴重な森林となっています。

また、本地域には、県内稀産の陸貝であるツムガタモドキギセルが生育し、本地域がその分布の南限となっていることは、学術的にも貴重な価値をもっているほか、このような低地の森林にヒメシャラが稚樹を含めて多数生育することは他に例をみません。

さらに、この地域の川岸の植生は、乙川のゲンジボタルの生育環境を保全する意味からも重要な役割を果たしています。

このため、この地域を自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例第 20 条第 1 項第 4 号の植物の自生地及び野生動物の生息地として愛知県自然環境保全地域に指定するものです。

#### (2) 保全計画

保全すべき自然環境の特質

○植生

茅原沢神明宮の社殿の周辺地域及び乙川に沿って川岸の部分及び北部の沢沿いに成立するアラカシ、サカキを優占種とする常緑広葉樹林の林床にムヨウラン、ギンリョウソウ、アキノギンリョウソウ等の腐生植物をもっています。

#### ○野生動物

貝類のツムガタモドキギセルは、県内では、茶臼山、伊熊神社にみられるが、本地域は、その分布の南限となっています。

### (3) 所在地

岡崎市茅原沢町及び秦梨町

#### (4) 面積

普通地区(全域):14.36 ヘクタール

#### 4-7 愛知県山中八幡宮自然環境保全地域の保全計画(平成16年2月27日指定)

#### (1) 指定理由

山中八幡宮は、岡崎市の南東部の舞木町に位置し、山中八幡宮の社叢(以降、「本社叢」という。)としてツブラジイを優占種とする常緑広葉樹林が覆う、標高 106m程の小さな丘です。常緑広葉樹林の社叢としては、県内では規模が大きく、その構成種の中にはミミズバイが成育し、林床には愛知県の準絶滅危惧種であるルリミノキ、オオフユイチゴの群落が生育していることが本社叢の特徴の一つです。また、参道入口前にあるクスノキの巨木は、岡崎市の天然記念物に指定されています。

昆虫では、愛知県の準絶滅危惧種であるオオゴキブリが生息しており、また「ヒメハルゼミの生息地」として本社叢は市の天然記念物に指定されています。

したがって、これらの自然環境を保全するため、自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例第 20 条第 1 項第 4 号の植物の自生地及び野生動物の生息地として愛知県自然環境保全地域に指定するものです。

#### (2) 保全計画

保全すべき自然環境の特質

○植生

本社叢の植生は、丘の東側斜面は常緑広葉樹である主としてツブラジイの天然生林で、西側斜面はヒノキ植林地となっています。この常緑広葉樹林の本社叢は、郷土景観を代表する植物群楽といえ、愛知県西三河南半に残された天然生林の中でも大きなものです。また、注目される種として、県下では生育数が少ないルリミノキ、オオフユイチゴといった分布の北限に近い植物が生育し、またその他にベニシダ、トウゴクシダなどのシ

ダ類、ミミズバイ、クロバイ、及びコクランなど暖地性の種が多く生育しています。

#### ○野生動物

昆虫では、暖地系の種で自然林などに生息し、県内では少なくなったとされるオオゴキブリが生息しており、また暖地系の種であるヒメハルゼミが生息し、本社叢は「ヒメハルゼミの生息地」として市の天然記念物に指定されています。その他、ヒメハンミョウ、ハグロカワトンボなどがみられます。また、鳥類ではフクロウ、アカハラなどもみられます。

### (3) 所在地

岡崎市舞木町

#### (4) 面積

5.50 ヘクタール (特別地区: 1.55 ヘクタール 普通地区: 3.95 ヘクタール)

#### 4-8 鳥獣保護

区分	名 称	面積(ヘクタール)	設定期限(平成)
	闇苅鳥獣保護区	430	15.11.1~25.10.31
	岡崎鳥獣保護区	6,450	20.11.1~30.10.31
	宮崎小学校鳥獣保護区	5	19.11.1~29.10.31
鳥獣保護区	岡崎東部鳥獣保護区	1,110	15.11.1~25.10.31
	大平田鳥獣保護区	218	15.11.1~25.10.31
	額田中学校鳥獣保護区	50	16.11.1~26.10.31
	生平小学校鳥獣保護区	59	20.11.1~30.10.31
	額田峰特定猟具使用禁止区域	200	18.11.1~28.10.31
	岡崎小針特定猟具使用禁止区域	525	19.11.1~29.10.31
	須渕特定猟具使用禁止区域	114	19.11.1~29.10.31
	大重特定猟具使用禁止区域	210	17.11.1~27.10.31
	岡崎幸田特定猟具使用禁止区域	163	16.11.1~26.10.31
	岡崎特定猟具使用禁止区域	790	15.11.1~25.10.31
特定猟具	岡崎岩津特定猟具使用禁止区域	920	16.11.1~26.10.31
使用禁止区域	北山特定猟具使用禁止区域	264	18.11.1~28.10.31
及刑宗正匹线	藤川特定猟具使用禁止区域	620	18.11.1~28.10.31
	額田平瀬特定猟具使用禁止区域	5	19.11.1~29.10.31
	六ッ美南部特定猟具使用禁止区域	45	23.11.1~33.10.31
	岡崎東部特定猟具使用禁止区域	679	19.11.1~29.10.31
	常磐特定猟具使用禁止区域	360	22.11.1~32.10.31
	岡崎福岡特定猟具使用禁止区域	9	24.11.1~34.10.31
	宮崎地区特定猟具使用禁止区域	56	19.11.1~29.10.31
	淡渕特定猟具使用禁止区域	55	22.11.1~32.10.31

### 4-9 年別・月別気象概況 (岡崎市消防本部)

	気	温(℃	)	平均		平均	最为	大風速	天気日数(14 時現在)				
	平均	最高	最低	湿度 (%)	最多風向	風速 (m)	風速 (m)	風向	快晴	晴	曇	雨	雪
平成 20 年	16.1	37.6	-3.8	65	南	1.4	24.4	南南西	2	228	98	36	2
平成 21 年	16.2	35.8	-3.5	64	北西	1.4	36.3	東	4	227	108	26	0
平成 22 年	16.4	38.2	-2.8	68	北西	1.5	21.1	南東	0	216	106	42	1
平成 23 年	15.9	36.9	-3.1	68.7	北西	1.5	27.6	東南東	10	217	105	32	1
平成 24 年	15.6	37.1	-5.7	71.2	北西	1.5	29.0	東南東	18	202	106	40	0
1月	4.1	12.5	-1.8	68.7	北西	1.2	14.7	北西	0	23	7	1	0
2月	4.3	15.0	-5.7	68.2	北西	1.4	15.0	北西	0	17	11	1	0
3月	8.6	18.6	-0.9	66.9	北西	1.6	18.1	南南西	3	14	8	6	0
4月	14.0	28.0	0.9	69.8	北西	1.9	27.0	南南西	0	16	8	6	0
5月	18.8	27.9	7.0	66.1	北西	1.7	16.8	南南東	1	15	12	3	0
6月	22.0	31.0	16.4	74.3	南	1.5	25.7	南東	0	10	17	3	0
7月	26.7	37.1	19.8	76.7	南	1.9	16.2	南南西	4	14	6	7	0
8月	28.2	36.5	22.6	72.8	南南西	1.8	13.5	南南東	2	19	10	0	0
9月	25.3	33.7	16.0	77.5	南	1.6	29.0	東南東	2	17	10	1	0
10 月	18.7	30.9	8.3	71.5	北北西	1.1	14.2	北北西	4	19	4	4	0
11月	11.3	21.9	0.7	70.5	北西	1.3	16.4	南西	2	17	7	4	0
12月	5.4	14.9	-2.5	71.9	北西	1.4	17.1	北西	0	21	6	4	0

(資料:岡崎市消防本部)

### 4-10 年別降水量 (岡崎市消防本部)

(単位:mm)

平成	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12月	年間 降水量	月平均
20 年	36.0	49.0	111.0	205.5	246.5	218.5	37.5	432.0	149.0	55.0	60.0	37.0	1,637.0	136.4
21 年	104.0	50.5	110.0	84.5	263.0	205.0	162.0	70.5	28.0	145.0	156.0	44.0	1,422.5	118.5
22 年	7.0	157.5	199.5	138.5	137.0	181.5	213.0	50.5	141.5	181.5	50.5	56.5	1,514.5	126.2
23 年	3.5	125.0	47.0	122.0	267.5	154.0	269.5	80.0	321.0	155.0	63.0	13.5	1,621.0	135.1
24 年	35.5	100.0	90.0	106.0	29.0	221.0	141.5	37.5	195.5	69.5	53.0	80.0	1,158.5	96.5

(資料:岡崎市消防本部)

### 4-11 降水量経年変化

(単位:mm)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
国土交通省岡崎観測所	1,518.0	1,419.0	1,471.0	1,526.0	1148.0
国土交通省宮崎観測所	1,785.0	2,023.0	2,114.0	2,287.0	1771.0
岡崎市消防本部	1,637.0	1,422.5	1,514.5	1,621.0	1,158.5

(資料:岡崎市消防本部·国交省豊橋河川事務所)

### 4-12 **降水量経月変化** (平成 24 年度)

(単位:mm)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11月	12月
国土交通省岡崎観測所	43	110	108	109	22	189	137	50	176	66	57	81
国土交通省宮崎観測所	41	132	147	154	48	324	181	81	322	123	119	99
岡崎市消防本部	35.5	100.0	90.0	106.0	29.0	221.0	141.5	37.5	195.5	69.5	53.0	80.0

(資料:岡崎市消防本部・国交省豊橋河川事務所)